

民具マンスリー

第 59 卷 4・5 号合併号

2026. 7

特集 博物館の収蔵庫問題について……………(1)

◎収蔵庫問題と「廃棄」の制度化

—「博物館の望ましい基準」改正と奈良県立民俗博物館の方針を問う—…………… 金 山 喜 昭 (2)

◎コレクションとしての民俗資料の価値付けを巡って

…………… 内 田 幸 彦 (6)

◎ネットワークで民具を守る

—宮城民俗コモンズの取り組み—… 小 林 直 輝 今 井 雅 之 (14)

◎捨てる紙あれば拾う紙あり

—文書資料をとりまく現状と課題—…………… 新 井 浩 文 (24)

◎自然史資料の収集と管理について

—地学資料及び植物資料を例にして—

…………… 辻 野 泰 之 茨 木 靖 (32)

◎「廃棄」とまなび

—逡巡と矜持の遺物箱—…………… 今 尾 文 昭 (37)

◎「廃棄」から見えてきたもの

—文化政策と博物館—…………… 中 村 茂 生 (41)

◎博物館の資料を守れ！…………… 栗 原 祐 司 (48)

〈裏表紙の写真〉

アチック・ミュージアム内部の民具 東京・三田 昭和11年3月1日 木川半之丞撮影
当研究所所蔵 目録番号：河岡1-6-14

特集 博物館の収蔵庫問題について

人口減少と財政制約を伴う縮小社会の進行のもとで、地方公共団体等における博物館資料の保存・管理は深刻な課題となっている。その背景には、公立博物館の約6割で収蔵庫が「入りきらない」あるいは「ほぼ満杯」の状態にあるという現状がある。とりわけ民俗資料（民具）は、同種資料が多数存在し、大型資料も多いことから、この問題が最も顕著に現れる分野の一つである。

収蔵庫問題への関心は近年急速に高まっている。2018年の鳥取県北栄町における「民具資料のお別れ展示」を契機として、2019年の東京大学文化資源学フォーラムや2023年の『博物館研究』特集、東京文化財研究所の研究協議会などを通じて議論が蓄積されてきた。

こうした動向のなかで、奈良県知事による博物館資料廃棄をめぐる発言や、文化庁による「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正は、収蔵庫問題をめぐる今日の状況を象徴する出来事となった。その背景には、民俗資料が抱える構造的な周縁性がある。すなわち、個々の資料の唯一性や希少性が評価されにくいこと、市場価値へ還元しにくいこと、資料価値が相互の関係性や収集文脈に依拠して成立すること、制度的保護や専門職基盤が脆弱であること、さらに高度経済成長期以降、消滅の危機にあった生活文化の記録・保存を目的として、各地で一種の「民具レスキュー運動」ともいべき網羅的収集が進められてきた歴史を有することである。

近年の議論では、収蔵庫不足や財政制約への対応を重視する立場と、評価基準や責任体制、専門職による統制を先行して整備すべきとする立場との違いが顕在化している。しかし、両者は問いの水準が異なる。前者では、収蔵庫問題は縮小社会における財政制約を背景として、資料の再評価や除籍・廃棄を要請する政策課題として構成されてきた。奈良県と文化庁は制度上の位置づけこそ異なるものの、その認識枠組みを共有している。問われるのは、資料の再評価や除籍をめぐる判断について、権限と責任の所在をいかに定めるかという博物館資料のガバナンスである。文化庁による望ましい基準改正は、評価基準や責任体制、専門職体制の整備を伴わないまま、資料分野や制度の違いを踏まえず、一律に再評価・除籍の枠組みを示した点に問題があった。今後は、評価概念の再検討、除籍と廃棄の明確化、手続的透明性と専門職体制の確保、資料情報のデジタル化と共有、分散保存と社会的継承の仕組みづくりが求められる。

2026年6月17日、金山喜昭氏（法政大学名誉教授）を会長とする博物館コレクション管理研究会（会員約260名）は記者会見を開き、博物館資料の除籍・処分に関する「基本理念」と「民具編」を公表した。この発表は、NHKをはじめ、全国紙・地方紙など約30の報道機関で取り上げられた。

現代において、文化的コモンズは、資料の社会的共有や多様な主体の参加を促進する規範的理念である。しかし、それが公的機関の保存責任や専門職の継続的管理の代替とされる場合には、行政責任の縮減や資源投入の抑制を正当化する言説として機能する。とりわけNPM的文脈では、その理念は資料価値を有用性や効率性へと収斂させる政策論理に組み込まれうる。問われるべきは、資料の再評価や処分を要請する認識枠組みが、いかに構成・再生産されるのかという点である。

収蔵庫不足や財政制約は避けられない課題であるが、地域社会や他機関との連携を通じて資料継承の可能性を広げることも、縮小社会における重要な選択肢である。資料の価値は固定的なものではなく、将来の再解釈や再評価の可能性を制度的に担保することこそが博物館の重要な役割である。

収蔵庫問題をめぐる議論は、単なる施設管理や財政制約への対応ではない。資料の価値評価や公共性、文化資源をめぐる社会的意思決定のあり方を問い直す契機である。本特集が、博物館資料を扱う各分野の制度的な隔たりを可視化し、縮小社会における資料継承と文化資源のガバナンスを考える一助となれば幸いである。

民具マンスリー編集室

収蔵庫問題と「廃棄」の制度化

―「博物館の望ましい基準」改正と

奈良県立民俗博物館の方針を問う―

金山喜昭

(法政大学名誉教授)

はじめに

2026年3月31日、文部科学省は「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(以下「望ましい基準」)を改正・告示した。その第6条第2項に「廃棄」という文言が明記されたことは、民具をはじめとする博物館収蔵資料の将来に深刻な影響を及ぼしかねない。翌日、奈良県立民俗博物館(以下「民俗博物館」)は「民俗資料収集・保存等方針」と「資料除籍マニュアル」(以下「両方針」)を公表した。本稿では、これらの問題点を論じ、民具資料の保護の観点から何が求められるかを考える。

一 「廃棄」文言の何が問題か

「望ましい基準」第6条第2項は、博物館資料の再評価に基づく処分として「交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等」を列挙し、特に廃棄については「他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする」と規定した。

作業部会やパブリックコメントでは「廃棄」の明記に対する反対意見が続出したにもかかわらず、最終的に廃棄の文言は維持されたまま改定が行われた。なぜそこまで「廃棄」の明記にこだわったのか、その理由は公式には示されていない。

問題の核心は、「廃棄」が他の処分方法と同列に列挙されたことにある。後段で「慎重に」と限定してはいるが、条文の前後において廃棄はすでに「通常の管理手段の一つ」として位置づけられてしまっている。筆者らが実施した科学研究費による公立博物館アンケート調査

(2024年)¹⁾によれば、設置者などから処分を意見された館が15・7%(回答館306館中48館)存在し、「保管場所がないなら資料の処分を検討できないか」「収蔵庫がいっぱいなら売りに出せないか」といった声も確認されている。こうした設置者の圧力が現実存在する中で、告示への廃棄の明記が「廃棄してもよい」という大義名分として作用する恐れが強い。

廃棄が他の処分方法と根本的に異なるのは、それが不可逆的行為であるという点である。一度廃棄された資料は二度と取り戻すことができず、将来における学術的再評価の可能性も永久に失われる。

民具資料はこの問題を特に深刻に受け止めるなければならない。一見「価値がない」と判断された道具類が、後に素材、製作技術、使用痕等の分析によって地域性、時代性、技術の変遷を示す第一級の学術資料として再評価されることは、これまでの民具研究が繰り返し証明してきたこ

とである。

本来であれば、「望ましい基準」には「除籍・処分」とのみ規定し、廃棄の概念・位置づけ・手続きの詳細は通知文や解説によって明示するという方法もあったはずである。この機会が失われたことは、博物館学の観点からのみならず、文化財保護の観点からも、重大な後退といわざるをえない。こうした状況に対応するために、博物館コレクション管理研究会は2026年6月、「博物館資料の除籍・処分に關する基本理念」および「有形の民俗資料（民具）の除籍・処分に關する基本的考え方」を策定・公表した^③。本稿もその問題意識を共有するものである。

二 奈良県立民俗博物館両方針の問題点
民俗博物館の両方針は、「望ましい基準」の告示の翌日にあたる4月1日に公表された。その背景には、2024年7月10日、奈良県知事が収蔵品保管施設の問題に關して「明確なルールを決めたい

えで、価値のあるものだけ残してそれ以外は廃棄処分することも含め検討せざるを得ない」と発言したことがある。その後、5回の検討会が設置されたが、第4回まで非公開、議事録も大半が概要のみの公開にとどまるなど、審議過程の透明性を著しく欠くものであった。

両方針の内容を、筆者が提唱する五機能循環モデル——収集・整理保管・調査研究・教育普及・除籍・処分の五機能が館の使命・目的のもとで循環するコレクション管理の枠組み——の観点から検討すると、評価できる点と問題点の双方が見えてくる。

一定の評価ができる点としては、「廃棄は最小限とする」「除籍後の活用及び他の施設等への譲渡を優先する」と明記し廃棄を最終手段として位置づけたこと、除籍候補を三類型に区分したこと、運営協議会への付議や情報公開の原則化など多段階の手続きを規定したことが挙げられる。しかし問題点は多く、かつ本

質的である。

第一に、除籍基準が「使命・目的」ではなく「活用・譲渡先の存在」に置かれていることである。除籍候補基準は「教育普及等の効果が期待される資料」「他の施設等に譲渡することでの資料価値が向上し、適切な保存、活用、研究環境が期待される資料」とする。この論理では、活用先・譲渡先さえあれば何でも除籍対象になりかねない。仮にある博物館がコレクション全体を引き取るという申し出をしたならば、理論上はすべてが除籍対象となってしまう。除籍の判断軸は「外部条件（譲渡先の存在）」ではなく「内部論理（館の使命・目的への適合性）」に置かれるべきである。

第二に、収集方針と除籍方針が断絶していることである。「何を収集するか」の基準と「何を除籍するか」の基準は、同一の館の使命・目的から導き出されなければ論理的一貫性を持たない。しかし両方針を通読しても、収集基準と除籍基

準が同一の館の使命・目的から導かれているという痕跡が見当たらない。コレクション全体を主体的に管理する思想が見えないのである。

第三に、館長が除籍候補の検討を指示するという手続き上の問題がある。「除籍までのフロー」では「館長が除籍候補の検討指示」が起点となっている。本来は、学芸員が所蔵資料の評価・再整理のプロセスにおいて、館の使命・目的およびその収集方針に照らして適合しないものを除籍候補として特定する。その際、

学芸員は専門的判断として候補を特定する役割を担うが、最終的な除籍・処分決定は設置母体が組織として判断・決定するものであり、学芸員個人にその責任が及ぶものではない。館長が除籍を指示する起点となる構造は、専門的判断よりも収蔵庫管理上の行政的要請が先行しているともみざるをえず、学芸員の専門的自律性を損なうものといわざるをえない。

第四に、除籍・処分の判断において最

も重要な論点への対応が示されていないことである。例えば重複・類似資料、来歴・情報が不備の資料、長期にわたって利用・参照されていない資料——これらはいずれも収蔵庫問題の現実的な主因とされがちであるが、民俗資料としての特性上、安易に除籍・処分の対象としてはならない資料でもある。両方針にはこれらへの判断が示されおらず、学芸員が専門的根拠をもつて、何を基準にして、どのように判断するかの手配が欠けている。

第五に、倫理的配慮の欠如である。民具の多くは「博物館が永く保管する」という地域の人々との信頼関係のもとに寄贈されたものであり、永続的な保管という社会的契約が存在する。除籍にあたって寄贈者への通知・説明のプロセスが規定されていないことは、この信頼を一方的に踏みにじめることにはかならない。加えて、廃棄の不可逆性——将来の学術的再評価の可能性を永久に断つという事実

——への認識が両方針には不十分である。

三 民具資料を守るために

—研究者・関係団体に求められること—
「望ましい基準」への「廃棄」の明記と、奈良県立民俗博物館の両方針の公表は、民具資料の保護にとって重要な局面をなすものである。加えて、今後文化庁がコレクション管理に関するガイドラインを作成するとの情報もある。仮に重複・データ不備・県外資料等が廃棄基準として盛り込まれれば、「国のガイドラインに従って」という名目で大規模廃棄が全国に波及しかねない。民具は全国の公立博物館の収蔵庫において最も大きな割合を占める資料であり、大規模廃棄が現実化した場合の影響は深刻である。

こうした状況において、民具研究者やその関係者に求められることは何か。

第一に、問題の深刻さを共有することである。「廃棄」が告示に明記されたという事実、奈良県立民俗博物館の両方針

が抱える問題、そして今後作成されるかもしれないガイドラインの行方——これらは民具研究者にとどまらず、博物館関係者、そして地域の文化や歴史に関わるすべての人が自分事として受け止めるべき問題である。専門家だけに任せておけばよいという傍観は、もはや許されない局面にある。

第二に、民具資料の学術的価値を改めて明確に発信することである。収蔵庫問題の文脈で「廃棄してもよいか否か」が論じられる時、その判断の拠り所となるのは民具資料の学術的価値への理解である。民俗資料の価値は個々の資料にとどまらず資料相互の関係性の中で形成され、調査・研究の進展に応じて新たな価値が見出される性質を持つ。廃棄の不可逆性と民具資料の将来的な再評価の可能性について、民具研究者や博物館関係者が専門的知見にもとづいて行政・設置者・地域社会に向けて積極的に発信することが今こそ求められている。

第三に、民具研究者・博物館関係者・

地域の人々が問題意識を共有し、つながっていくことである。収蔵庫問題と廃棄の問題は、歴史資料・自然史標本・考古資料など資料の種別を超えたすべての博物館に関する問題でもある。しかし民具は収蔵庫問題の最前線に立つ資料として、この議論をリードする立場にある。

民具研究者やその関係者が他分野の専門家と連携し、コレクション管理の専門的基盤を議論する場を育ていくことが、今後の重要な課題である。民具関係者の積極的な参画を期待したい。

註

- (1) 金山喜昭・石川貴敏編 2024『博物館収蔵資料の保管と活用に向けた調査研究（公立博物館アンケート調査結果）報告書』（2022年度）2025年度日本学術振興会科学研究費助成事業 基盤研究（C）22K01019 研究代表

者・金山喜昭）

<https://shikakuwshosei.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/03/202405taken.pdf>

- (2) 博物館コレクション管理研究会

<https://note.com/meiji.ishin1868>

- (3) 金山喜昭「博物館機能論の再構築

——持続可能なコレクション管理のための五機能循環モデル」体系・新博物館学Ⅱ 博物館学の機能・方法』（浜田弘明責任編集）雄山閣、2026年10月刊行予定。

本モデルは、鶴田総一郎以来の四機能論（収集・整理保管・調査研究・教育普及）を継承しつつ、除籍・処分を第五の機能として加え、出口を備えた持続可能なコレクション管理の理論的枠組みとして提示したものである。

コレクションとしての

民俗資料の価値付けを巡って

内田 幸彦

一 博物館資料の「廃棄」を巡る議論

令和8年3月31日、文化庁が「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正する旨の告示を行った。これは、令和4年の博物館法改正を受けたもので、改正法において博物館に、新たにデジタルアーカイブの整備や、地域のまちづくりや産業活性化等にかかる新たな役割が加えられたことに対応する見直しや、社会情勢の変化に対応する見直しが行われたものである。

基準改定をめぐっては、改正前年となる令和7年末の改正案へのパブリックコメントの募集以来、博物館資料の収集と管理にかかる規定において、次のように「廃棄」の文言が盛り込まれることに対し、日本民具学会が反対の声明を発表し、

民具や民俗等に関係する全国の多くの団体がこれに賛同を表明したことは、記憶に新しい。

「博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。」(基準より抜粋)

「廃棄」文言導入の背景には、日本全国の多くの博物館施設において、収蔵庫の容量が不足している現状と、特に多くの地域博物館において、かつて身近に存在していたことから比較的収集が容易であった民俗資料が、他の分野の資料に比べて数多く収蔵されており、収蔵容量逼迫の原因として檜玉に上げられることが多いことになっている状況があるものと思われる。こうした状況について語られるのは、

たくさんの方で、展示等で活用されているのはその内の僅かであるという常套句である。

筆者は、こうした民俗資料を巡る課題について、コレクションとしての民俗文化財の価値付けとの関連からこれまでに何度か論じたことがある(内田2017・2022)^①。本稿では、昨今の資料廃棄を巡る動向が、民俗資料に対して持つ意味を考えてみたい。

二 コレクションとしての民俗資料の実

態とその価値

文化財としての民俗資料

現在の文化財行政の文脈で、1点の民俗資料が単体で文化財指定に値するものと評価されることは、余程のことがなければ、考えにくい。^②

ほとんど全ての場合において、ある民俗資料は、ある地域、ある分野の他の多くの民俗資料と関連づけられ、これら一群が、コレクションとしての価値を総合

的に評価され、文化財指定されている。

例えば、埼玉県在住の筆者にとつて身近な国指定重要有形民俗文化財（以下「重民」）である、「北武蔵の農具」（1640点）や「行田の足袋製造用具及び関係資料」（5484点）は、いずれも北武蔵（埼玉県全域）、行田（行田市）という地理的に限定された収集・使用地と、農耕と足袋製造という使用場面（用途）という二つの基準から二重に限定された、群としての資料、すなわちコレクションである。

コレクションとは作られるものであるところで、文化財としてその価値を評価される民俗資料のコレクションを形成した主体は誰か、という問いへの答えは、そう単純ではない。

博物館が所蔵する資料を例に考えると、コレクションが形成される過程では、①所有物の中から何を手元に残し、何を寄贈するかを選択・決定する寄贈者、②何を収集し、またそれをどのような基準

で分類・整理し、他から収集したどのような資料と一括して保存・管理するかを選択・決定する、収集・整理・保存を担当博物館学芸員、③文化財指定が行われる場合には、収集・整理・保存された資料の中から指定文化財に含めるべきものを一括したり、取捨選択したり、時には資料の不足を指摘してさらなる収集を求める文化財行政の担当者や、諮問機関で審議に携わる専門家など、立場の異なる様々な人々が、異なる時期に行ったそれぞれの判断が幾重にも反映されている。しかもこれらの判断は、数十年という長期間にわたって積み重ねられたものであることも珍しくない。

このように、各地の博物館や資料館等に所在する文化財指定を受けた民俗資料のコレクションは、現時点においては、その範囲と点数が確定された、安定的・静態的な存在として認識されるものであるが、そこに至る道のりは決して平坦なものではなかった。民俗資料コレクショ

ンの多くは、決して純粹無垢な状態で地域にまよって残されていた一切合切ではあり得ないのである（内田2022）。同一コレクションにおける多数の類似資料の存在

ここでもう一つ注目しておきたいのは、重民における同種の資料の多数性である。

筆者は重民を所蔵する博物館勤務の経験を持ち、かつ県の民俗文化財行政担当者として新たに重民に指定されるコレクションの整理・分類に関わった経験も持つ。

そこでは、昨今の民具の廃棄や博物館資料の「トリアージ」に関する議論において問題となっているような、同一種類の資料が多数あることを理由に、その数を絞ろうとするようなことは行われていなかった。

例えば重民「上尾の摘田・畑作用具」（全750点）を例にとると、大分類「摘田用具」（全405点）の内の小分類「耕起・整地用具」には、ウナイマンノウガ

30点、タコスリマンガが20点、小分類「選別調整用具」にはマンゴクトオシが47点といった資料構成となっているのは、同一種類の類似資料が排除されなかった結果であり、証拠でもある。

その他のコレクションも似たような状況であるが、ここであえて述べておきたいのは、数多い類似資料の中には、完形で保存状態が良い資料ばかりでなく、一部欠損しているなど保存状態が決して良いとは言えない資料や、用具の使用状況から見ると部品と言えるものも、排除されることなく、含まれていることである。すなわち、重民に関しては、①作られたコレクションとしての価値の評価、②同一地域から収集された多数の類似資料の包含、③完形資料以外も含まれること、という三つの特徴が（もちろん全ての指定物件に当てはまるわけではないだろうが）存在しているのである。

指定と展示公開のギャップとコレクションの母体

先に見たように、重民をはじめとする、有形民俗文化財のコレクションは、1件あたりの点数が多いことが特徴の一つである。

近年の国指定物件を見ても、「志摩半島の生産用具」は、2892点（この他に「附」の真珠養殖関連資料が127点、「長崎のかくれキリシタン信仰用具」が2218点、「佐野の天明鋳物生産用具及び製品」が1556点と、いずれも1000点を超えている。

このように、民俗資料はある地域、ある分野に関する用具が体系的・網羅的に多数収集されてこそ、高い価値を持つものとされてきた。

こうした1000点を超えるコレクションの場合、大型の収蔵展示施設を持つごく一部の博物館施設以外では、一度に全点を展示すること、すなわち文化財の価値の全体を展示によって示すことが難しい。頻繁な展示替えを行うことで、一定期間内に全点の展示を行うことは原

理的には可能だが、展示する側にも、観覧者側にも負担は大きい。

ここでさらに思いを巡らせていただきたいのは、取捨選択された結果として指定文化財となった、1000点超えは当たり前である有形民俗文化財のコレクションを形成するために、その母体となる民俗資料がどれだけ点数存在しているか、ということについてである。

三 資料廃棄論における民俗資料の扱い 民俗資料の「トリアージ」

一方、資料の廃棄を念頭に、対象となる資料を選別する行為、いわゆるトリアージをしようとする場合に行われるのは、大抵の場合、形態・用途等の観点から同一種類の資料と判断された、複数の資料の比較による、廃棄資料の選別である。

所有者からの依頼を受けて民具廃棄の前提となる資料のトリアージを請け負った経験のある外立ますみ氏によると、比

較の基準は、「モノ情報」としての劣化損傷の進行程度等の資料の状態と、「コト情報」としての地名・使用地・所有者・使用方法等の情報がどの程度収集されているかの2点であるという〔外立 2024〕。

このような場合には、特定種類の民具は、何らかの文脈において相互に関連した資料群の内の1点ではなく、単体で同一種類の民具とのみ比較され、その価値を評価されることになる。

ある矛盾

しかし、少し立ち止まって考えてみると、ここにはある矛盾があることに気付く。

本来、他の多くの民具と関連づけられ、ひとまとめにされた上でその価値を評価されるべき特定の民具が、そうした過程を経ることなく、単体のままで価値を低く評価された結果、廃棄されてしまうのである。

これは、例えるなら、団体競技の中で

初めてその能力を発揮することのできる選手を、団体競技への適性を考慮せず、個人としての能力だけを見て、選手選抜から排除しているようなことではないだろうか。

こうした事態の背景には、対象を横並びにして個別に評価し、優先順位を付ける、「トリアージ」という行為の本質への無理解があるように思われる。

平時の博物館資料のトリアージは適切か

そもそもトリアージとは、災害医療や救急医療において、傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うために優先順位を決定することで、限られた時間の中、限られた医療資源を最大限有効活用しようとする行為である。

その大前提となっているのは、時間というリソースが限られ切迫した状況であることと、すべての属性に関わらず、トリアージの対象である人間一人一人の命の価値が等しいという考え方である。

災害時の資料レスキューという状況な

らともかく、平時に収蔵庫の容量不足や博物館の人員不足を解消するためにトリアージを行おうとすることは、本来この言葉が持つ、時間的リソースに関する誤ったイメージの喚起、すなわち緊急事態であるから急いで優先順位を決め、資料廃棄を進めなければならないという無用な不安を煽る恐れがある。

同時に、文化財の種類や博物館の地域性やミッション（使命）の違いによって、あるいは、1点ずつだけでなく、組や揃いやコレクション等、評価すべき単位の違いによって、本来ならば多様に異なる価値基準がそれぞれ適用されるべき博物館資料を、すべて一律に、1点ずつ横並びにして比較できるかのような誤解を生む可能性がある。

以上のことから、筆者は、博物館資料に関して平時にトリアージの語を用いることには反対の立場である⁽³⁾。

四 文化庁における二つの方向性とその統合の可能性

ここまで論じてきたことを踏まえ、今回の「基準」に盛り込まれた「廃棄」の文言を民俗資料から見た時の問題点を指摘しておきたい。

文化財指定の文脈

前述の重民の指定状況から明らかのように、民俗資料の文化財としての価値付けでは、他の多くの資料と一括された上で、コレクションとしての価値が評価されており、その規模は、1000点を超えることが多い。これは、コレクションの体系的・網羅性という要請に基づく。

前述の通り、これは、ほとんどの博物館において一度に展示可能な資料点数を遥かに超えており、重民に関しては、展示公開への活用を超えたところで、文化財としての価値が認められていることは明らかである。

望ましい基準の文脈

一方、「博物館資料の再評価に基づく

交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努める」とする基準は、おそらく民俗文化財が指定に至るこうした経緯を視野に入れていない。

先述の通り、民俗資料のコレクションは、時には数十年に及ぶ資料収集・整理を通じて、作り出される性格を持っている。1点の民具のどのような属性に注目するか、他のどのような資料と一緒にするかによって、当該の1点が潜在的に加わる可能性を持つているコレクションは、ある意味無限と言える〔内田2022 91～92頁〕。

こうした可能性を考えるならば、ある一時点の再評価に基づいて資料廃棄を決定することは、限りなく困難であると言わざるを得ない。

考え得る一つの可能性

ここまで論じてきた文化財指定、博物館における展示活用、そして資料廃棄を相互に矛盾なく進めるための一つの可能

性として考えられるのは、有形民俗文化財の指定方法を大きく見直すことである。具体的には、指定する文化財1件あたりの点数を、例えば1000点程度まで絞り込むのはどうだろうか。

1件の指定文化財に含まれる資料点数が1000点に留まるのであれば、取捨選択して指定範囲を絞り込む前の母体となる資料点数も相対的に小さくなるだろう。そうならば、一度に展示公開される資料点数が、指定総点数に占める割合も増えるし、ある程度の展示面積が確保できれば、その全点を展示公開することも可能となるだろう。

実は、四半世紀前に文化庁が刊行した『文化財保護法五十年史』には、有形の民俗文化財について述べられた、次のような注目すべき一文がある〔文化庁2001324頁 傍線は筆者〕。

「有形の民俗文化財の多くはまだ研究の蓄積も少なく、特定地域を対象に体系的に収集されて初めてその価値が明らか

になるものが多いことから、現在はそのような収集品全体をコレクションとして指定する方法が主となっている。」

「まだ研究の蓄積も少なく」「現在は」という文言に注目すると、体系的な収集品全体を指定する現在のような指定方法は、将来、研究の蓄積が十分にされたと判断された暁には、変更される可能性があるということだ。

文化庁の判断次第では、今後、新規指定文化財となるコレクションの点数削減や、ことによると既に指定されている文化財のコレクションを見直し、点数を削減する「追加指定」ならぬ「削減指定解除」（指定点数の変更）が行われる可能性もゼロではないかもしれない。そうなれば、地方公共団体もこれに追隨するであろう。

五 コレクションの新たな指定方法への

戸惑い

新しい指定方法の登場

2025年3月に新たに重民となった「長崎のかくれキリシタン信仰用具」（2218点）は、長崎県内各地のかくれキリシタンの集落で使用されていた信仰用具を体系的・網羅的に分類・整理した資料群である^④。

あまり注目されていないが、筆者にとって本件は、これまでの指定方法の常識を超えた驚くべきものであった。

画期的だったのは、その所有者のあり方で、長崎県、長崎市、平戸市、新上五島町、宗教法人カトリック長崎大司教区、宗教法人お告げのマリア修道会と6者に分かれている。本件は7箇所に分散して保管される、6者が所有する物品を総合して、その価値が評価されたものである^⑤。

従来、重民の所有者は単一であることがほとんどであった。例外は、民俗芸能舞台等、不動産である指定物件が複数の所有者に共有されている場合や、複数の町会が保有する複数の山・鉾・屋台がま

とめて1件として指定される場合などに限られており、本稿のテーマである民俗資料のコレクション指定では、前例がない。

コレクションという視点から考えると、本事例は、それぞれ単独では国指定に値しない規模のコレクションを、（言葉は悪いが）複数寄せ集めて重民としたという点で、画期的と言えるのである。コレクション形成の主体は誰か

従来の重民指定では、コレクションは、所有者（あるいはその意を受けた芸芸員等）の意図に基づいて収集・整理され、コレクションとして体系化された全体であった。そこには当然、所有者の意思が強く反映されていた。

では、本コレクションを体系化した主体は誰か。6者が協力し、それぞれが所有する資料を持ち寄って、6者の意思によってコレクションの全体を形作ったのであろうか。おそらくそうではあるまい。筆者の想像の域を出ないが、文化財としての価値を評価する側の国（文化庁）、

あるいは県等の外部機関が、このまとまりであれば国指定に値するであろうと判断して、6者から合意を取り付け、資料体系化の主体となったと考えるのが自然であろう。

このような指定方法が意味することは何か。ここからは思考実験的に考えてみたい。

所有者のコレクション形成の意図とは切り離されたところで、複数者が所有する民俗資料を組み合わせてコレクションとして評価・指定することができるのであれば、極端な話、文化財指定を行おうとする国や地方公共団体が、全国の、また自治体全域の、様々な博物館や資料館が所蔵する様々な資料を組み合わせることで、どのようなコレクションでも自在に作ることができるようになる。

民俗資料のデータベース公開が進めば、PCを操作しながら、様々な民俗資料コレクションの形成を試みることができる。そして、すべての所有者からの合

意が得られるならば、新たな指定文化財が出来る上がる。その所有者は10者かも、あるいは100者かもしれない。

こうした状況は、有形民俗文化財にとってユートピアであろうか、それともディストピアであろうか。

所有者にとって持つ意味

これを本稿のテーマに引き寄せると、どのようなことが言えるだろうか。思考実験を続けよう。

一方で、もはや個々の所有者は、所有する資料を自己完結した体系的なコレクションとすべく、収集を継続・拡大する必要はなくなる。さらに、資料廃棄を進める過程で、未来に形成される可能性がある体系的・網羅的なコレクションにとって必要不可欠な重要資料を廃棄してしまう危険性は低減される。欠けた部分は他の所有者に補ってもらえば済むからだ。論理的可能性として、このような事態は、「基準」の「再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等」を後押しし、

収蔵庫容量の逼迫問題を解決に向かわせる可能性がある。

他方で、各博物館に収蔵された体系化されていない断片的な民俗資料や、情報が少なくどんなものかよく分からない資料の取り扱いには、より慎重さが求められるようになる可能性もある。寄せ集めのコレクションにとって、もしかしたらその1点が体系化に欠かせない「欠けたピース」である可能性がないとは言い切れないからである。

六 今、何をすべきか

こうした不透明な状況の中、我々は何をすべきだろうか。我ながら進歩がなく恐縮であるが、10年前と同じ主張を繰り返しておきたい。

それは、各博物館・資料館は所蔵する民俗資料の整理作業を進め、目録化、データベース化を進め、これを積極的に公開すべきということである。

目録や実測図、写真などの民俗資料に

関するデータが広く共有されることで、

各所有者は、自らの所有する民俗資料の位置付けや価値をよく知ることができる。

その結果、複数の所有者が協力・役割分担して主体的に一つのコレクションを形成することもあり得るだろう。

文化庁等、文化財の指定主体による上からのコレクション形成ではなく、下からのコレクション形成が「所有者を超えて行われることは、民俗資料の未来を切り拓きつつ、現在の収蔵庫問題を解決する一つの可能性となるかもしれない」⁽⁶⁾。

註

(1) 筆者はこの問題を「コレクションとしての民俗文化財は、この世に実在する有限個数のモノでありながら、その全体に一度にアクセスすることは、所蔵施設関係者以外にはほぼ不可能であるという、アポリア」と捉え、資料へのアクセスビリティを高めるデータベース公開の

必要性を訴えた〔内田 2017〕。

(2) 例えば 229 件の国指定重要有形民俗文化財の中で、単体で指定されているものは、芸能舞台や富士塚等の不動産の他には、丸木舟くらいしかない。

(3) 博物館資料に関してトリアージという用語がどのように用いられ、どのような事態が生じようとしているのかについては、〔内田 2026〕で詳しく検討した。

(4) 本件は、長崎県では初めての重要有形民俗文化財の指定である。

(5) 本件については、単一の管理団体や管理責任者も存在しない。

(6) このようなコレクション形成の方法は、従来から提案のある、近隣の複数の地域博物館が収集分野を分担しながらそれぞれに特徴ある民具コレクションを形成しようとする手法とはまた別の、複数の博物館が互いの資料データを共有するこ

とによる連携の可能性の一つである。

参考文献

内田幸彦 2017 「民俗文化財と博物館、民具研究―コレクションをどう活かすか」『民具研究』156 日本民具学会

内田幸彦 2022 「コレクションとしての民俗資料とは」『埼玉県立歴史と民俗の博物館紀要』16 埼玉県立歴史と民俗の博物館

内田幸彦 2026 「博物館資料トリアージ論の陥穽」『埼玉県立歴史と民俗の博物館紀要』20 埼玉県立歴史と民俗の博物館

外立ますみ 2024 「民具の調査と収集―今おかれている現状」『民具を継承する―安易な廃棄を防ぐために』第18回無形民俗文化財研究協議会報告書 東京文化財研究所無形文化遺産部文化庁 2001 『文化財保護法五十年史』ぎょうせい

ネットワークで民具を守る

―宮城民俗コモンズの取り組み―

小林直輝

今井雅之

(東北歴史博物館)

はじめに

民具を守る―このことが民具を所蔵する自治体や博物館施設等（以下、自治体等）にとって大きな課題となっている。

宮城県では、民具の保存・活用のため、各自治体等の民俗専門職員を中核に、宮城県民俗担当職員協議会、通称「宮城民俗コモンズ」を組織し、諸課題の解決に向けて取り組んでいる。本稿は、宮城民俗コモンズ事務局の立場から、令和6年度の取り組みを中心に紹介するものである。ネットワークで民具を守る取り組みの具体と可能性を、わずかも共有することができれば幸いである。

宮城県における民具を取り巻く課題

「民具には価値があり、守られるべきである」。このことは、民具研究者や民具を所蔵する自治体・博物館施設の職員等にとって、半ば自明のものとして受け止められているのではないだろうか。しかし、このような見方は、必ずしも社会の共通認識ではなく、現に収蔵された民具の廃棄が現実的な選択肢として持ち上がるまでになっている。民具は現代社会において、また未来の社会においても価値を有し、守られるべきものであるという主張が、市民からの理解を得られないことには、声高に保存を叫んでも徒労に終わってしまいかねない。「民具を守っていくためには、まず民具の価値を広く社会と共有する必要がある」。この考え方が、宮城民俗コモンズの発足から、個別の取り組みに至るまでの根底をなしている。¹⁾

しかし、宮城県内の自治体等が所蔵する民具については、価値の発信はおろか、

価値の発見自体が十分になされていない現状があった。その理由として、「膨大な量の民具があるにもかかわらず、それらの価値を見出すための人手や知識が不足している」ことが指摘できる。

令和元年度に宮城県文化財課が県内各自治体を対象におこなった調査から、宮城県には100近い収蔵施設に21万点以上の民具が収蔵されていることが明らかとなった。膨大な量の民具が所在する一方で、民俗専門職員を擁する自治体等は、県内35市町村のうち9市町に限られている。民具を所蔵しているものの、専門的な知見からその価値づけを十分できる職員がいるとは限らないのである。加えて、民俗を専門とする職員であっても、当然民俗に関する業務にのみ従事しているわけではなく、民具の整理・調査研究をおこなう時間が十分確保されているとは限らない。

加えて、民俗専門職員であっても、個々の専門性は様々である。したがって、

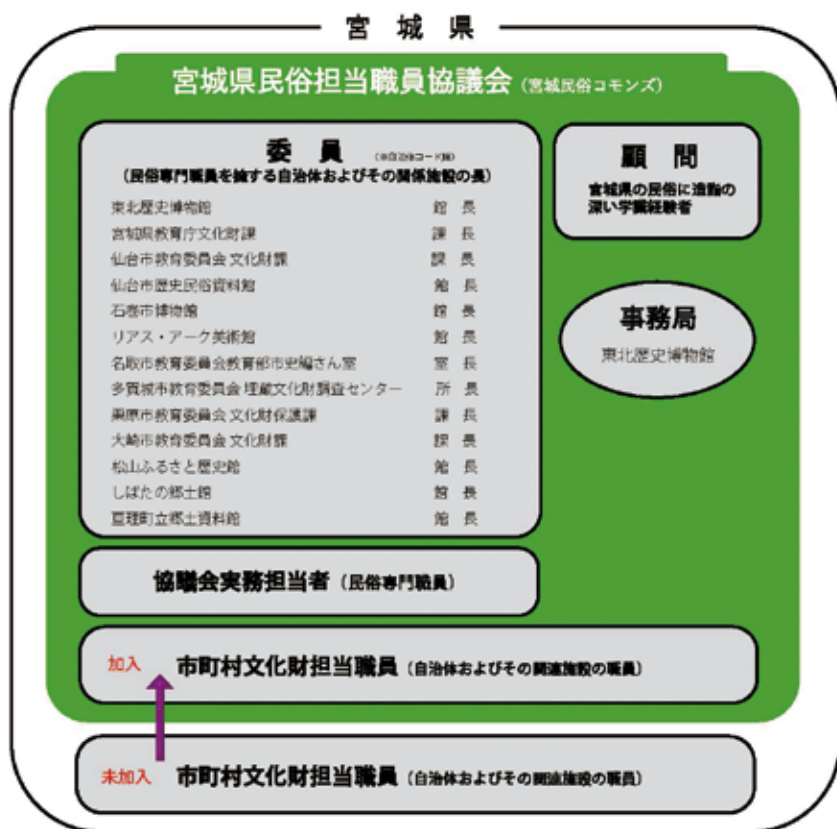
あらゆる時代、あらゆる用途の民具について、一人の職員が専門的な知見から価値づけすることは現実的に困難である。

このように、民具の価値を見出し、また発信するための人手と知識が不足していることが課題となっていたのである。

宮城民俗コモンズの立ち上げ

このような課題を解決するための方策として、民具に関する情報や、民俗担当職員の知識を共有することが挙げられる。職員同士が互いの知見を補い合うことで、各自自治体等が所蔵する民具の情報を充実させ、価値の発見につなげることができるのではないか。さらに、他の自治体等が所蔵する民具と比較することで、自身が所属する自治体等の民具の価値を再発見することや、広域な比較研究が可能となるのではないか。このような期待のもとに生まれたネットワーク組織が、「宮城県民俗担当職員協議会」通称「宮城民俗コモンズ」である。

図1 宮城民俗コモンズ組織図（令和6年度）



※市町村文化財担当職員の加入は令和7年度以降

宮城民俗コモンズは、令和5年度に県

内の民俗専門職員に参画を打診し、令和6年度に発足した。設置要綱において、

「宮城県内に存する民俗資料について、

所属の枠を超えて調査研究することで新たな価値を発見し、その成果を広く社会に還元すること」を目的に謳っているように、民具の価値を社会に発信すること

を組織理念の根幹に据えている。

組織については【図1】の通りであるが、宮城民俗コモンズの事業の中核をなすのは、「実務担当者」、すなわち各自治体等の民俗専門職員である。事務局は東北歴史博物館に置き、事業実施に必要な事務を担う。また、宮城県の民俗に造詣の深い学識経験者が顧問を務め、協議会の活動に対する指導助言をおこなう⁽²⁾。

令和6年度、宮城民俗コモンズは構成員を、民俗専門職員を擁する13組織に限定して発足した。活動を軌道に乗せたうえで、民俗専門職員不在の自治体等を巻き込みながら事業規模を拡大することを

企図したためである。

デジタルアーカイブ「宮城の民具」の構築

―令和6年度の取り組み―

宮城民俗コモンズの基本的な活動は、年1回の協議会会議と、年2、3回の共同調査会である。協議会会議では委員を招集し、会の方向性や事業内容について協議する。共同調査会は、加入組織が持ち回りでホストとなり、所蔵民具の実見や、展示の観覧を踏まえて、情報交換をおこなう【写真1】。共同調査会で民具を実見し、意見交換することで、民具に関する情報や、各職員の専門的な知見が共有されるのである。また、対面での会議、調査会に加えて、オンライン上で民俗担当職員同士の日常的な情報交換をおこなっている。

これらの基本的な活動に加え、令和6年度には文化庁国庫補助金Innovate MUSEUM事業に、「博物館を中心とした広域連携に基づく民俗資料の魅力発信事業」として採択されたことで、より充



写真1 共同調査会収蔵民具実見

実した取り組みが可能となった。特に、会計年度任用職員の雇用が取り組みを充実させた。宮城県が雇用した会計年度任用職員を自治体等に派遣、収蔵民具の整理や写真撮影等を担当してもらった。この職員派遣により、民具の価値発信にかかる課題であった人手不足を一定程度解消できたのである。

令和6年度の国庫補助事業の中心となったのが、デジタルアーカイブ「宮城の民具」構築に向けた取り組みである。デジタルアーカイブ構築のねらいは、民具の画像と基礎情報の集積であった。宮城県内の民具の魅力を発信するために、まずはどの自治体や博物館施設等に、どのような民具が収蔵されているのか、それを組織の枠を超えて縦覧するためのデジタルアーカイブが求められた。さらにウェブ上で公開されることで、民具の画像と基礎情報は、県内の民俗担当職員に限らず、全国の民具研究者や民具に関心を持つ一般市民に開かれる。実物を熟覧

することではか得られない情報は数多くあるが、一覧性と公共性の観点からデジタルアーカイブには大きな意義があると考えられるのである。

本アーカイブを構築するにあたり、民具研究の素材となりうる質の高い写真を、できるだけ多く撮影することが課題であった。課題解決に向け、撮影主体の異なる二つの方法で撮影をおこなった。

一つがプロの撮影業者が県内各地の自治体等を巡回しておこなう撮影である。1箇所あたりの撮影点数は多くないものの、質が高く、同型の民具を撮影するうえで「お手本」となるような写真が蓄積された。

撮影方法の二つ目が、宮城県から派遣した会計年度任用職員による撮影である。業者の撮影をお手本としながら撮影枚数を積み重ねた。ただ当然、プロの撮影業者による撮影をそのまま真似することとは到底できない。そこで、業者による撮影方法を概念図化した「撮影基準表」

を資料ごとに作成した。これは、写場を俯瞰した時、資料を中心とした各撮影機材の位置を記録したものである。撮影基準表により、例えば風呂鉤を撮影する際の、風呂鉤の向き、カメラの画角、ライトの当て方、レフ板の置き方などを、誰が、どこで撮影する場合でも再現可能とした【図2】。加えて、カメラやライト、背景紙などの撮影機材は同一のものを使用した。これらの工夫により、高度な撮影技術を習熟していない職員でも、質の高い写真を数多く撮影することが可能となったのである。

以上のような、質と量を両立させる方法の採用により、令和6年度末までに県内13の自治体等の民具1067件について、3500カット以上の写真をデジタルアーカイブ「宮城の民具」上で公開することができた【図3】。

本アーカイブは、キーワード検索、自治体検索、所蔵検索、用途分類（文化庁分類）検索に加え、形態分類検索と機能

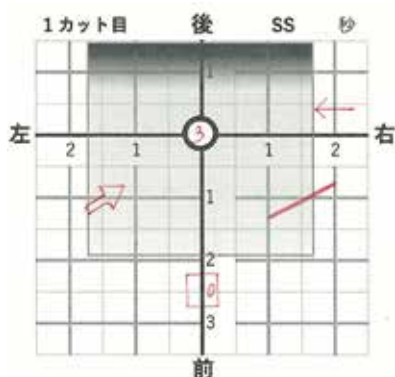


図2 撮影基準表と撮影された風呂杓

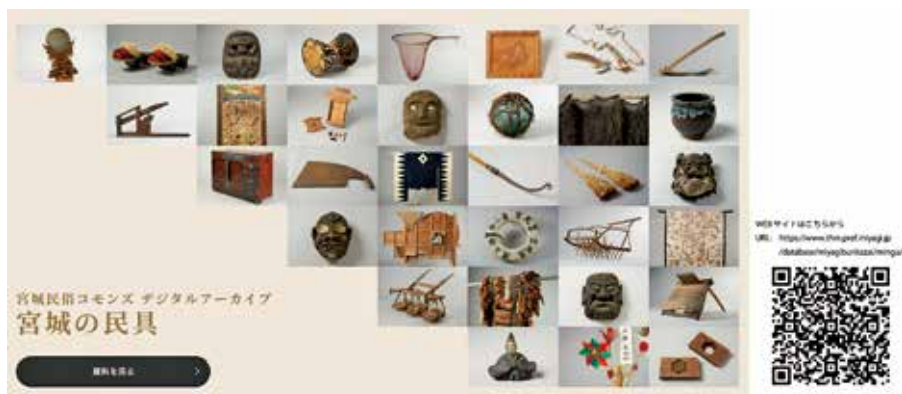


図3 「宮城の民具」トップページ

分類検索を追加した点に特徴がある。これらは民具の名称や、民具の背後にある生活ではなく、モノそのものがもつ形や、モノそのものが生み出すはたらきに着目した分類方法である^③。

自治体等の収蔵庫には、名称も用途も不明の資料が少なからず存在しているのが現状であり、これらの価値を発見してゆくためにも、モノそのものの着目した分類は今後さらに重要性を増してくるものと思われる。加えて利用者目線に立てば、蔵から出てきた謎の古道具を自分自身で調べることができるようになっており、アーカイブ利用のハードルを下げることに寄与している。

続いて、数ある民具の中から、撮影する民具をどのように選定したのか、その方針について触れておきたい。デジタルアーカイブ構築に先立って、民俗専門職員間で協議し、次のような選定方針を設けた。①当該自治体の特徴を表す民具、そ



図4 カテキリ比較

して③民俗専門職員の専門性が活かせる民具である。特に③については、各民俗専門職員の研究テーマに関連する民具が何であるか、事前に共有し、当該民具の撮影を優先的に進めることで、調査研究の対象となる民具の写真と基礎情報を多数アーカイブすることができた。加えて、撮影基準を設けておくことで、同一のアングルで撮影された質の高い写真が蓄積され、比較研究の素材となった。

本アーカイブを端緒とする比較研究の可能性について、「カテキリ」を例に紹介したい。カテキリは東北地方を中心に分布する大根細断器具であるが、管見の限り広域的な比較研究はなされていない。また構造上、ハンドルを持ち上げた状態で撮影・記録しない限り、肝心の歯の部分が隠れてしまい、作用部の詳細がわからない民具である。

こうした特徴を踏まえ、本事業では、同一アングルかつ刃の様子がわかる状態で撮影する基準を設けた。県内6自治体

等で撮影されたこれらのカテキリは、一見ただけでも違いがあることは明白である【図4】。当然民具研究としては何かを言える段階にはないが、これらの写真を比較するだけでも、以下のようなことが読み取れる。

・賽の目切り用(①④⑤⑥)と千切り用(②③)がある。

・板状の歯(①②④⑤⑥)と釘状の歯(③)があり、歯の間隔もそれぞれ異なる。

・ハンドルの先端が細くなっているもの

(①⑤⑥)と平行なもの(②③④)がある。

・製造地や商標を示す焼印(①⑥)や刻印(⑤)がある。

こうした違いに対する気づきが、実物を熟覧する際の動機と視点を与え、ひいては食生活の差異や民具の流通を解明することにも繋がると思われる。

なお、本アーカイブ上で公開した写真は、公共性と利用促進の観点から、すべてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCLライセンス)を付与している。

写真2 パネル展実施風景



なおかつ、大半の画像については最も自由度の高いCC0(いかなる権利も保有しない)で公開している。CC0で公開することにより、著作権表示は不要、改変可能、商用・非商用を問わず二次利用が可能となる⁴。自由度の高い二次利用条件で公開することの目的は、民具研究者等による研究利用の促進を図ることだけではない。研究的な観点、文化財的な観点から離れた、いわば我々が想定しない新たな価値づけをしたうえで第三者が発信する可能性を内包させることも大きな目的となっている。

なお、民具の写真は、デジタルアーカイブ以外の形でも公開した。それが「宮城の民具」のパネル展である。撮影した民具の写真をB2サイズのパネルにして県内各地で展示した【写真2】。細部に迫ることができる、高精細で質の高い民具の写真は、それ自体で民具の魅力を発信する素材となりうることを示すことができたと言えよう。

成果の還元

―令和7年度の取り組み―

令和6年度の宮城民俗コモンズは、国庫補助の後押しもあり、デジタルアーカイブ構築をはじめとした事業に取り組み、一定の成果を上げることができた。次なる課題として、これらの事業の成果を部分的にであれ社会に還元すること、さらにデジタルアーカイブでは伝えきれない民具の魅力を、実物を通して発信することが求められた。

上記の課題を念頭に令和7年度に開催したのが「宮城に生きる民俗」展である。宮城民俗コモンズに加入する7組織で、「宮城に生きる民俗」を主題とした特別展・企画展を同時期開催するというものであった。⁵⁾ 令和6年度の成果は各組織の展示の随所に見られるが、ここでは東北歴史博物館で実施した「宮城に生きる民俗 暮らしを伝えるモノ語り」を例に、成果還元の過程を取り上げたい。

デジタルアーカイブの成果還元として

は、展示室内の空間を仕切るバナーに、撮影した写真を多用したことが挙げられる。一例として、展示を区切る大型のバナーには、東北歴史博物館が所蔵するカマ神と、八つの市町が所蔵するカマ神をそれぞれレイアウトし、構成の区切りを



写真3 特別展示室内バナー

象徴的に示した【写真3】。特に、八つのカマ神を配置したバナーがデザイン上成立しているのは、同様の条件で撮影した均質な写真であることが要因として挙げられよう。

展示資料にも、取り組みの成果が反映されている。その例として、栗原市教育委員会が所蔵する民具の出陳が挙げられる。宮城民俗コモンズでは、令和6年7月に、栗原市の旧富野小学校で共同調査会を実施し、収蔵されている民具を実見した。参加した民俗担当職員や顧問の所感として、大型の農具の収蔵数が多いこと、淡水漁撈用具にも地域的な特徴が見られる可能性が指摘された。これらの所感、栗原市教育委員会におけるデジタルアーカイブ構築に向けた民具の整理、撮影資料選定の指針となった。そして、整理、撮影された民具のうち、大型の農具である畜力除草機、淡水漁撈用具である「ぶつたい」が、栗原市の地域性を表す資料として特別展に出陳された【写真

写真4 畜力除草機（手前）とぶತ್ತたい（奥）



4】。加えて、栗原市教育委員会で撮影された田植用具の写真が、参考資料としてバナーに活用されている。

共同調査会から特別展出陳に至る一連の流れは、民俗担当職員のネットワークを通じて民具の価値を再発見し、その価値をデジタルアーカイブや実物資料の展

示を通して発信するという、宮城民俗コモンズが目指す形の一事例であったと言えるだろう。

おわりに

以上、ネットワークで民具を守る取り組みについて、宮城民俗コモンズの例を紹介してきた。繰り返しにはなるが、宮城民俗コモンズは、「民具を守っていくためには、まず民具の価値を広く社会と共有する必要がある」ことを前提に、諸課題の解決に向けて取り組んでいる。

最後に、宮城民俗コモンズの課題を、価値の発見、発信の両面から取り上げた。発見に向けた課題としては、アーカイブされた民具の写真や基礎情報を素材とした、比較研究の展開や、学校教育向けの学習教材への展開などが挙げられる。さらに、発信に向けた課題として、発見した価値をより効果的に社会へ還元するための場の設定、他機関との連携が挙げられよう。

そして、価値の発見、発信をおこなう主体についても課題が残されている。すなわち、民俗専門職員不在の自治体等を巻き込んだ事業の実施である。宮城民俗コモンズは、まずは民俗専門職員を擁する自治体等に限定して発足した。しかし、真に価値の発見と発信を待つ民具たちが眠っているのは、民俗専門職員不在の自治体等であることが想定されるのである。

こうした自治体等々にもおこなう事業は、令和7年度から着手している。令和7年度には、民俗専門職員不在の17自治体等が新たに加入した。共同調査会にはのべ32人が参加し、専門職員を含む民俗担当職員同士で交流を深めた。また、8つの自治体等を対象に、事務局による民具の撮影をおこなった。機材一式を持つて事務局職員が現地へ赴き、1組織あたり20件程度の民具を撮影したものである。さらに、民俗専門職員不在の2つの自治体等を含む6組織で申請したInnovate MUSEUM事業「デジタルアー

カイブ「宮城の民具」拡充事業」が採択され、民具の整理や撮影に集中的に取り組んだ。

このように、民俗専門職員不在の自治体等も巻き込みながら事業に取り組みつつあるが、民具の価値を広く社会と共有するまでの道のりを思えば、まだその緒に就いたにすぎない。加入組織の民俗担当職員同士が水平的なネットワークを構築し、人手や知識を共有できるか。「コモンズ」を銘打つ組織としての真価は今後問われるものと考ええる。

註

(1) 民具の何に価値を見出すのか、その視点は個々の民具研究者、民俗担当職員に応じて微妙なずれを持つと想定される。周知のように、

民具の廃棄問題に対する民具学会の声明では、「過去の解明」に加え、「現在の、そして未来の地域住民にとっても大きな意義」があるとし

て、機能性を備えていることや、多様性の理念への合致についても言及されている〔「民具（有形民俗文化財）の廃棄問題に対する声明」
<https://mingu-gakkai.com/seimei-2020718.php> 2026年2月1日閲覧〕。

後述する東北歴史博物館特別展では現代における「自分らしさ」を相対化し、捉え直す素材としての「価値」に注目する（東北歴史博物館編 2025『特別展』宮城に

生きた民俗 暮らしを伝えるモノ語り）。宮城民俗コモンズにおいて、価値観の共有はあれど、統一を強いることはない。共通するのは保存と活用必要性に対する立ち位置であると言えよう。

(2) 令和6、7年度は川島秀一氏に顧問を務めていただき、各種事業への指導助言を賜った。

(3) これら分類検索の実装にあたって

は、神野善治氏より多大なる指導と助言を賜った。ここに記して深く感謝の意を表する。

(4) 画像の二次利用に際しては、著作権の表示は不要である一方、可能な限り「所蔵」を表示するようウェブサイトで依頼している。

(5) 展示の企画・準備は令和6年度から進行し、各館の主体性を前提としながら、根幹となるテーマの協議、展示資料に関する情報交換を重ねてきた。

捨てる紙あれば拾う紙あり

―文書資料をとりまく現状と課題―

新井浩文

(埼玉県立文書館)

はじめに

教科書で紹介されており、文化財としても広く一般にも知られている古文書として「東寺百合文書」^①や「上杉家文書」^②、「金沢文庫文書」^③がある。これらの古文書は、群を成すものでかつ1990年代以降国宝に指定された。これまでの1点

ごとの有形文化財古文書指定とは異なり、中世以降の組織における文書管理の歴史を現在に伝えている点に大きな特徴がある。また、近年は「山口県行政文書」^④や「京都府行政文書」^⑤、「埼玉県行政文書」^⑥（いずれも重要文化財）といった地方自治体が作成した近代以降の行政文書も文化財の指定対象となっており、近代以降の公文書管理の歴史について知る

ことができる。

しかし、これらの文化財に指定された古文書や行政文書はこれから先未来永劫まで保存・利用される保証があるものの、いま全国各地で現存している古文書や行政文書の中には、残念ながらそうした運命を持ち合わすことなく廃棄されてしまう憂き目にあうものもある。以下、本稿では、そうした捨てられる運命にある文書をいかにして救済して将来に残すべくに取り組んできた史料保存活動の歴史と現在、そして今後の課題について述べてみたい。

一 捨てられる文書と拾われる文書

（１）再利用される古文書

紙が貴重であった中世以前の文書は、漉き返し文書や紙背文書に代表されるように再利用して、別の文書としての使用が行われてきた。その後、近世以降に製紙業が発達し、大量の紙が普及するようになると、反古紙として別の形で利用さ

れるようになる。

民俗分野との関係では、古文書は籠や箱などの民具の補強材や製茶道具にも使用されている。代表的なものに茶葉を揉むときに利用する「ホイロ（焙炉）」がある。また、ダルマ製作にも反古紙として古文書が利用された。木型に古文書を張り、張り子として成型する際に用いられた。以前、ある博物館でダルマ製作資料として登録されていたデータ中に「和紙」の資料名があったので、調べてみると未確認の近世の村方文書だったこともある。

しかし、最も身近な事例は、襖の下張りであろう。襖の下張りに古文書が使用されることは古くから知られていたが、俄かに注目を浴びたのは、1995年の阪神・淡路大震災による歴史資料ネットワーク^⑦の活動が契機となった。震災後に廃棄された大量の古文書だけでなく、襖の下張りに新たな文書が発見されたことは記憶に新しい。その後、下張り文書を



襖の下張り解体作業

救済するために、全国各地で襖から古文書を取り出すための講習会が開かれ、その活動は市民活動にまで広がりを見せている。⁽⁸⁾

(2) ネットオークションで売られる古文書

近年、話題になっているのがネットオークションで売られる古文書である。

これまでも古書店等で売買される古文書は見られたが、ネットオークションがだれでも気軽に参加できるようになった今では、古書店等に持ち込まれる古文書よりも、個人がネットオークションに自ら出品し、競売にかけるケースが多くみられる。個人にしてみれば、価値が不明な古文書であっても、とりあえず換金できればといった軽い気持ちから出品するのであろう。しかし、中には掘り出し物もあるようで、最近では東大史料編纂所がネットオークションで新発見の豊臣秀吉の文書を落札している。⁽⁹⁾

しかし、書店を経由しない売買は時に社会的な反響を呼ぶこともある。明治時代に作成され、当時の身分や犯罪歴など差別的な表現を含むことから閲覧禁止となっている「壬申戸籍」とみられる文書がインターネット上で出品されていたことが、法務省などへの取材で分かり、同局が出品者に依頼し回収していたことが報道されている。⁽¹⁰⁾ この件は、出品者がそ

の内容を知らずに出品したことに起因するが、古文書こと旧名主や戸長の個人宅で保存されてきた村方文書の中には、こうした個人情報も多く含む現代の公文書にも繋がる文書が多数存在している。よって、その公開にあたっては慎重さが求められることは言うまでもない。「知らなかった」では済まされない案件がそこには内包されているのである。

では、なぜこのような状況がいま起こっているのだろうか。一つには、これまで大切に保存されてきた古文書に対する関心が所蔵者の世代交代により、低くなってしまったことが挙げられる。また、そこには平成の市町村合併後に都市部に集住化する近年の社会的事情も影響しているよう。

保管場所といった側面からみれば、地域の文書館や博物館・資料館・図書館等に寄贈や寄託すれば済むと考えられがちだが、受け入れ先となるそれらの機関においても様々な問題を抱えている。一つ

には、民具資料と同様に収蔵庫が狭隘化しており、新たな文書群を収集する余裕が無い機関が多いことである。こと古文書については、これまで「現地保存の原則」が提唱され、古文書が保管されてきた所蔵者宅の土蔵や物置で現地保存してもらうことが推奨されてきた⁽¹⁾。そうした原則が叶わない古文書を各機関が優先して受け入れてきた経緯がある。

こうした背景には、1970～80年代に実施された自治体史編さん事業も大きく関係している。編さん期間中に調査された古文書は、原則として調査終了後は元のとおり在所蔵者宅に戻され、保存の継続をお願いしてきた。しかし、近年の世代交代や住宅事情により所蔵者宅では保存できなくなっているケースが後を絶たず、編さん終了から現在までの間に、当該機関の収蔵庫は満杯になり、受け入れられなくなった古文書が市場に流出するという状況が生み出されているのである。市場に流出した古文書の中には、編

さん過程で整理され、封筒に入れられた古文書がそのまま目録付きで売られている事例もあり、当該市町村が買い戻したケースもある。

実際、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（以下「埼玉協」）が自治体史編さん終了後の自治体にアンケート調査を実施した結果、約3割の自治体で現在の所有者不明という回答があったことが報告されている⁽²⁾。自治体史編さんで新たな古文書が発掘された一方で、その後の引継ぎ体制が整わなかったために所蔵者との連絡が疎遠となり、現在のような結果を招いたとも言えよう。

二 古文書や行政文書を守るための史料保存活動

（1）戦後の史料保存運動と「公文書館法」
全国各地に所在する古文書等の散逸を危惧した戦後の歴史学界は、戦争により荒廃した全国の村方文書の調査を行うとともに、保存年限を過ぎた有期限の行政

文書を歴史資料として保存・利用するための法整備を国に対して求める史料保存運動を展開した。その中核を担ったのが現在の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称「全史料協」）であり、当初国に対して請願した「歴史資料保存法」から紆余曲折があったものの、最終的に1987年に「公文書館法」が成立した。同法は、国や地方公共団体が保管する公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性に鑑み、公文書館に關する必要な事項を定めることを目的とし、「公文書等」とは、現用のものを除く、国または地方公共団体が保管する公文書や古文書を含むその他の記録を指している⁽³⁾。同法は、全国に自治体文書館や公文書館が設立される契機となった。なお、行政文書は「公文書館法」成立により、保存年限が満了した有期限文書（これらで廃棄されていた文書）＝非現用文書を対象に歴史資料として評価・選別して公文書館に移管し、保存公開する流れが生



埼玉県立文書館外観

まれた。

(2) 現用文書を視野に入れた「公文書管理法」

ところが、2007年の「消えた年金問題」報道から、さまざまな国の公文書管理が問題となり、現用段階の文書を管理する「公文書の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」）が制定され、国の

公文書廃棄に関する規定が厳しくなった。この法律においては、各省庁・機関

において文書を作成した際に歴史公文書等と類別されたもののうち、国立公文書館に移管されたものが「特定歴史公文書等」として永年保存されるほか、法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く（以下「法人等」）又は個人から国立公文書館等に寄贈、又は寄託されたものが含まれている。また、地方公共団体に対しては、同法第三十四条で「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」として努力義務が課されるところとなった。この動きの中で、全国的に「公文書管理条例」を制定する自治体が増えている¹⁴⁾。

なお、「同法」が「公文書館法」に与えた影響は大きく、「歴史資料」とは何か？が作成段階で各部署に問われることになり、ある意味現場は混乱を極めてい

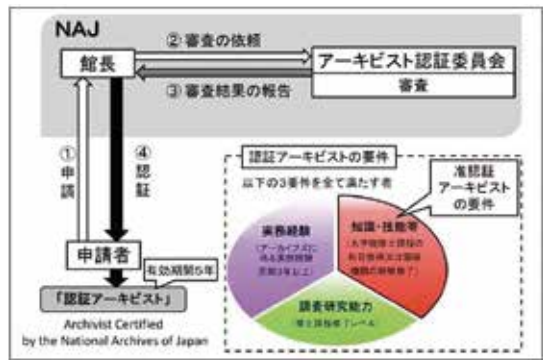
るといつても過言ではない状況も生まれている。

これまで永年保存文書については、「公文書管理法」の施行後30年経過の段階で見直しが行われており、既に一部の文書については廃棄が行われている。すなわち、「公文書管理法」以降、永年保存文書は「特定歴史公文書」となって国立公文書館に移管されない限り、廃棄に至るケースも出てきている。その判断を担うべき公文書館専門職が次章で述べる「アーキビスト」なのだが、その未来は決して明るいとは言えない状況にある。これは、ある意味で歴史的に重要な公文書を判断する立場の専門職が適切に各部署に配置されていない事由にほかならない¹⁵⁾。

三 いま問われる専門職の配置とその能力

「公文書館法」第四条第二項には、「2 公文書館には、館長、歴史資料として重

要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。」とあるものの、専門職員をアーキビストとして発令している自治体はほとんどみられない。これは、「同法」附則に「2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。」とあることが主な理由とされてきた。しかし、同法施行から40年近くが経過した現在、国立公文書館によるアーキビスト認証制度が開始されており、既に400名近い認証アーキビストが誕生している。また、各大学院等でも准認証アーキビスト資格の養成課程が始まっており、時機は熟しているといつてよい。その配置は必至ではあるが、受け入れ現場ではその環境に至っていないのが実態である。⁽¹⁶⁾また、地方自治体においてアーキビストは一般行政職枠で採用されることもあることから、自治体によっては短期間で異動を余儀なくされることが多い。こうした環境



国立公文書館WEBページより

は、学芸員にも言えることで専門職が根付かない一因にもなっている。

アーキビストの勤務実態については、国立公文書館によるアンケート調査結果によれば、地方自治体の場合、正規職員が49・4%、会計年度任用職員が48・3%と拮抗しているが、実態は、非常勤職員

によって支えられている。なぜなら勤務年数から言えば、異動がない非常勤職員の方が、数年で移動してしまう正規職員より、長期間実働しているという実態が一方であることによる。

おわりに

― 民具廃棄と文書廃棄

その問題の関連性と課題―

現在、博物館法改正に際して、文化庁からはデジタルアーカイブズ化が全国の博物館に対して推奨されており、民具資料もその対象となっている。これまで文書資料のデジタル化は、マイクロフィルム化と並行して進められてきた歴史があり、マイクロフィルムの生産が終了した現在では、速やかなデジタルへの移行が推奨されている一方で、その真正性等に問題があるなど課題も多い⁽¹⁷⁾。やはり、現物があつての古文書や行政文書であり、綴じ方や紙質、使用されているインキやカーボン紙などモノとしての部分から得

られる情報が多いのも事実である。⁽¹⁸⁾

民具資料も文書資料も「廃棄」についての共通点は、収集すべき資料の増大とその保管場所不足に尽きている。この課題については本誌の特集で触れられているとおり深刻な問題となっているが、現場では廃棄を念頭に置くのではなく、何とか残すための努力を続けてきた経緯がある。一例としては別に保管場所を設けたり、古文書でいえば地域ぐるみで保存を目指す取り組みもみられる。⁽¹⁹⁾すなわち、保管場所不足≡廃棄といった方程式は必ずしも当てはまらない。民具資料や文書資料を必要とする人々がいる限り、資料は残るのである。では、その基盤となるのは何だろう。一つは先述したように資料に関わる学芸員やアーキビストといった専門職の配置と彼らによる研究成果によるべきところが大きいといえる。資料は一般市民に理解され、利用されてこそであり、その橋渡しをゆだねられているのが専門職たる学芸員やアーキビストで

あろう。こと古文書や行政文書に限って言えば現代社会において利用されることで更なる活路を見出す可能性も秘めている。⁽²⁰⁾

現在は、誰のためになぜ残すのかといった説明責任を誰がどのように果たすのか？といったことが国や地方自治体に求められている。⁽²¹⁾もちろん、行政のトップという回答もあろうが、文書や民具資料は人々の暮らしと密接に関係してきた歴史があるだけに、その中心となるのは、当該資料が所在している地域の人々にもあるように思う。

民具資料も古文書や行政文書といった文書資料も残そうという動きと関心が人々にある限り、残すことは可能であり、未来の人々からその責を問われないためにも短絡的な選択は禍根を残す結果となる。この点を自戒しつつ本稿を閉じたい。

註

(1) 8世紀から18世紀までの約1000年間にわたる膨大な量の古文書群で、その数はおよそ2万5000通に及ぶ。1967年に京都府が東寺から購入し、現在は、京都府立京都学・歴史館（旧京都府立総合資料館）の収蔵庫で保管されている。1997年に国宝指定。

(2) 鎌倉時代から明治時代に至る2018通、4帖、26冊および附、歴代年譜325冊、両掛入文書箱等並赤筆笥3合、2棹が2001年6月22日、武家文書として初めて国宝となる。

(3) 鎌倉幕府の重鎮として活躍した金沢北条氏創設の「金沢文庫」所蔵の「金沢文庫文書」4149点は、2016年に隣接する「称名寺聖教文書」（1万6692点）とともに国宝に指定。「金沢文庫文書」には、不要になった手紙を再利用し、

僧侶が裏面に仏典を写したものが多いという特徴がある。

- (4) 山口県が設置された明治4年(1871)から地方自治法が施行される以前の昭和22年(1947)3月までの間、山口県庁で作成・取得された県行政文書群で、県庁文書1万2597点と郡役所文書952点で構成。2005年6月9日指定。

- (5) 京都府行政文書は、京都府および管内郡役所等行政機関で慶応3年から昭和22年(1947)までに作成された行政文書1万5407点。内容は伝来・保管に従い、京都府本庁作成文書、旧郡役所からの引継文書に大別できる。2002年6月26日指定。

- (6) 埼玉県が明治28(1895)年に制定した「文書保存規則」に基づき、永年保存とされた明治初年から戦前期の行政文書1万1036点を

中心に、戦後期の昭和21年度までの寺社明細帳52点及び県報171点を加えた1万1259点が2009年に指定された。本件の指定理由は埼玉県の行政組織の変遷や基本政策、政治・社会・経済・文化・教育等の歩みを解明する上で基本的内容を網羅する貴重な歴史資料とされる。

- (7) 歴史資料ネットワークの歴史と活動状況については、同ネットワークのホームページ及び天野真志・後藤真 2022『地域歴史文化継承ガイドブック』文学通信参照
- (8) 松下正和 2014「襖下張り文書の保全と活用―市民ボランティアとともに」『地域史研究』114

尼崎市立歴史博物館
松下正和 2020「小特集 襖・屏風下張り文書の保全と活用―住民参加型事例を中心に」神戸大学大学院人文学研究科地域連携セン

- ター年報『LINK』12
(9) 天正一〇(一五八二)年六月三日「豊臣秀吉起請文」

「本能寺の変の翌日、秀吉が出した起請文を発見 事件知らずに書いたか」2025年11月21日 朝日新聞デジタル版

- (10) 「明治の戸籍か、ネットで出品 法務局回収」2021年4月4日 日本経済新聞デジタル版

- (11) 国文学研究資料館史料館編 1988『史料の整理と管理』岩波書店

- (12) 埼玉協第8次専門研究委員会編 2018『自治体史編さん以降の地域史料管理 第8次専門研究委員会報告書』埼玉協

なお、同様な調査を大分県でも実施しており、所在不明が最低で33%、最大で49%という結果が報告されている(松尾大輝 2026「大分県における地域資料調査

の課題と自治体史収録文書の行方」

『記録と史料』36 全史料協

- (13) 戦後の史料保存運動とその後「公文書館法」成立までの動向については、拙著 2024 『文書館のしごと—アーキビストと史料保存』吉川弘文館 参照

- (14) 地方自治研究機構が各自治体の例規集等を調べたところ、2025年11月1日時点で、都道府県で21団体、指定都市で8団体、市区町村（指定都市を除く）で43団体の制定が確認できる。全体としてみると、公文書管理条例を制定している自治体は少ないとしている。

地方自治研究機構WEBサイト
https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/019_officialdocumentmanagement.htm

(2026年5月18日閲覧)

- (15) 拙稿 2024 「文書館とアーキビストを取り巻く現状と課題」『本

郷』172 吉川弘文館

- (16) 独立行政法人国立公文書館では、アーキビスト養成研修として「アーカイブズ研修Ⅰ〜Ⅲ」を毎年開催

しており、各省庁からの受講者も多い。しかし、その後各部署に受講修了者が配置され、国立公文書館との連携がなされているのかは定かでない。この点は、全国の自治体も同様な状況にあるのではないだろうか。

- (17) 「貴重な資料を未来へどう残す？マイクロフィルム生産終了へ、県立文書館など方法模索」2025年11月6日新潟日報デジタル版

- (18) 拙著 2024 『文書館のしごと—アーキビストと史料保存』吉川弘文館 参照

(19) 註(7) 参照

- (20) 新井浩文 2026 「令和七年度市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議 基調講演（十一月二十一

日）文書館の仕事―地域おこしとアーカイブズによせて」『秋田県公文書館研究紀要』32 秋田県公文書館

- (21) 2025年12月16日に開催された「公文書館議連総会」において「古文書を公文書として位置づけること、地方公文書館の設置促進、アーキビスト配置など公文書館法の改正を議連の取り組みとすること」を塩川鉄也衆議院議員が提案。こ

れに対し、上川陽子会長からは「地方公文書館へのアーキビスト配置や近代国家以前の資料が散逸しない取り組みなど、法改正が必要という問題意識は重要」との発言があった旨が報告されている。

塩川鉄也議員WEBサイト
<https://www.shiokawa-tetsuyajp/wp/?p=15194>
(2026年5月18日閲覧)

自然史資料の収集と管理について

― 地学資料及び植物資料を例にして ―

辻野 泰之

(徳島県立博物館 地学担当)

茨木 靖

(徳島県立博物館 植物担当)

はじめに

総合博物館が収集・保存する資料には、人文資料に加え自然史資料がある。自然史資料には、動物・植物・菌類・化石・岩石・鉱物など多様な対象が含まれ、これらは一般に「標本」と呼ばれる。標本は展示や教育普及のための資料として活用されるだけでなく、研究に用いられた学術的知見を裏付ける証拠資料としての重要な性格を有している。

とりわけ新種記載においては、国際的な命名規約に基づき基準となる標本（タイプ標本）の指定が求められる。その中でも、種の特徴を最もよく示す代表標本

であるホロタイプは、種の定義を担う極めて重要な存在である。これらのタイプ標本（おもにホロタイプ）は、新種を定義する証拠資料として、公的研究機関において永続的に保管されることが求められている。また、タイプ標本に限らず、学術論文に掲載された標本についても、公的機関での保管が推奨されている。

このように、博物館は科学的知見の証拠資料を将来にわたって保存・継承する役割を担っている。この点において、自然史資料と人文資料は、いずれも資料を守り未来へ伝えるという基本理念を共有している。一方で、資料に対する考え方には相違も見られる。

博物館における資料収集の方法としては、購入・寄贈・寄託などが一般的であるが、自然史分野に特徴的なのは、学芸員自らがフィールドに赴いて行う採集活動が大きな位置を占める点である。実際に、自然史分野を有する博物館の所蔵資料の多くは、このような採集によって得

られた標本によって構成されている。また、標本は個々に固有性を有する一方で、自然物であることから同一種が多数採集される場合もあり、資料群としての性格もあわせ持つ。

すなわち、人文資料が個別性や唯一性を重視する傾向を有するのに対し、自然史資料は研究材料（サンプル）として扱われる側面を持つ。また、分析の過程において標本の一部が消費・変質する場合がある点も特徴的である。

本稿では、徳島県立博物館における自然史資料（主として地学標本および植物標本）の収集活動を一例として、その収集と管理の実態を整理する。そのうえで、近年議論の対象となっている資料廃棄の可能性について、自然史資料と人文資料における資料観の違いにも留意しつつ議論する。

地学資料について

徳島県立博物館が収集する地学資料は、主に化石標本および岩石・鉱物標本

から構成される【写真1】。地学資料には、地層の剥ぎ取り標本やボーリングコアなども含まれるが、当館ではこれらを収集対象としていない。本稿では紙幅の都合上、主として化石標本に焦点を当てる。

化石標本の収集方法としては、主に購入・採集・寄贈が挙げられるが、近年は予算上の制約から購入による収集は限定的であり、新規受け入れ資料の多くは採集および寄贈によって占められている。



写真1 徳島県立博物館の地学収蔵庫に保管している化石標本

近年、徳島県勝浦町において恐竜化石を含む地層が発見され、恐竜をはじめとする脊椎動物化石や、淡水・汽水生の貝類化石、植物化石が多数産出していることから、当館ではこれらの採集活動を積極的に進めている。

しかしながら、産出する化石の量は膨大であり、そのすべてを博物館に持ち帰り収蔵することは不可能である。そのため、採集の段階において、持ち帰る標本



写真2 発掘現場で採集された化石を専用器具（エアーチゼル）で岩石から取り出している様子

とそうでない標本との取捨選択が行われている。具体的には、産出量が少なく希少性の高い恐竜化石やワニ・カメなどの脊椎動物化石は優先的に収集される。一方、産出量の多い貝類化石や植物化石については、種類の希少性や保存状態、形態的特徴の明瞭さなどを基準として選別が行われる。

採集された化石の多くは岩石中に含まれているため、博物館に持ち帰った後、専用の器具を用いて化石を岩石から取り出すクリーニング作業が必要となる【写真2】。この工程においても、収蔵対象とする標本の選別が行われる。例えば、化石が密集して含まれる岩石では、目的とする化石を取り出す過程で、周囲の別の化石を破壊せざるを得ない場合もある。また、岩石からの取り出しが困難な化石については、周囲の岩石をトリミングして体積を減らし、収蔵効率を高める工夫がなされている。さらに、持ち帰った化石の中には、最終的に収蔵資料とし

て適さないと判断され、登録に至らないものも存在する。

登録に適さないと判断された化石については、単純に廃棄するのではなく、博物館が実施する化石発掘体験などの教育普及活動に活用し、参加者に持ち帰ってもらうなどの有効利用を図っている【写真3】。

近年、化石愛好家の高齢化に伴い、彼らが生涯をかけて収集してきたコレク



写真3 徳島県立博物館で開催している化石発掘体験イベントの様子

ションの寄贈の申し出も増加している。これらのコレクションは数千点から数万点に及ぶ場合もあり、その中には学術的に重要な標本が含まれていることも少なくない。このため、博物館としては寄贈の受け入れを積極的に行っているが、収蔵スペースには限りがあるため、無選別にすべてを受け入れることは困難である。

そのため、受け入れの際には可能な範囲で選別を行うとともに、十分な精査が困難な場合には、寄贈者の同意を得た上で、登録資料として不適当と判断される標本については将来的に廃棄を行う可能性があることを条件として受け入れる場合もある。特に、採集地点が不明な標本は学術研究に利用することが難しいため、廃棄の対象となることが多い。

また、採集や寄贈によって同一種の標本が多数収蔵された場合には、他館との資料交換を通じて有効活用を図ることも行われる。以上のように、当館における地学標本の収集・管理においては、採集

から登録に至るまで複数段階で取捨選択が行われており、登録に至らない資料についても普及教育や資料交換などを通じて活用が図られている。

植物資料について

博物館において収集される植物資料は、主として腊葉標本（いわゆる押し花標本）と、少量の種実標本やレプリカから構成される【写真4】。腊葉標本の場合、野外集団から一部の個体を抜き取り採集するが、樹木など大きなものでは個体全体をそのまま保存するのではなく花序など研究上重要な部分をつけた枝先や茎な



写真4 植物標本の配架の様子

ど植物体の一部を抽出し、それをもって当該個体の代表とする。このように自然物の一部を切り出し、持ち帰り保存されたものが標本であり、現地に残されたものは標本とはみなされない。

植物標本の作成は、野外における採集に始まり、押圧、乾燥、データ登録、ラベル作成、台紙への貼付といった複数の工程を経て完成する。その過程では、対象とする部位以外の多くが除去されるため、標本作成とは本質的に「抽出」の作業である。完成した標本は一見すると一枝の断片に過ぎないが、その背後には膨大な作業時間と情報が蓄積されている。

資料の収集方法としては、採集・寄贈・

交換が主要であり、この点は地学分野と共通する。ただし、植物分野においては標本の商業的取引は極めて限定的であり、購入による収集はほとんど行われない。一方、交換は植物分野での重要な収集手段であり、通常の野外採集にあたっては、同一個体から複数の標本を作製し、

それらを世界各地の標本庫と交換することで、比較研究に必要な多様な資料を効率的に収集することが可能となる。

また、近年、寄贈による標本受け入れ数は大幅に増加している。これは、長年にわたり地域の植物相調査を担ってきた世代が、自らのコレクションを公的機関に託そうとする時期に差し掛かっていることによる。一方で、若年層では大規模な個人コレクションを形成する傾向が弱く、寄贈は現在一つのピークを迎えていると考えられる。寄贈資料の受け入れにあたっては、ラベル情報の有無や採集データの精度などを基準として、コレクションとしての価値を慎重に判断する必要がある。

寄贈標本の中には、公共事業に伴う環境アセスメント調査で得られたものも含まれるが、これらには断片的で標本としての体裁を十分に備えないものも少なくない。このような資料については、受け入れ時に一部廃棄の可能性を説明した上

で受け入れ、その後の整理過程で選別を行う。

一方で、明治期から昭和期にかけて旧制高等学校等で収集された標本群は、たとえラベル情報が不十分であっても、収集の歴史的背景や教育史的文脈において重要な価値を有する場合がある。近年、このような資料の再評価が進んでおり、安易な廃棄は慎むべきである。

植物標本の学術的意義は、比較研究の基盤となる点にある。異なる地域の個体や近縁種を同時に比較することで、種の多様性や変異の幅を明らかにすることができる。また、標本は時間を超えて再観察が可能であり、開花期の異なる種であっても同一条件下で比較検討することをも可能にする。さらに、標本はその植物が特定の場所に存在したことを示す客観的証拠でもあり、記録の信頼性を担保する重要な役割を果たす。加えて、近年の自然環境の急速な変化に伴い、植物標本の価値は一層高まっている。地域によっ

ては、この数十年の間に消失した種も確認されており、標本は過去の植生を復元するための基礎資料となる。さらに、分子生物学的手法の進展により、標本からDNAを抽出して解析することが可能となり、過去の個体群の遺伝的構造や系統関係を明らかにする研究も大きく発展している。標本に残された種子を用いた絶滅種再生の試みも報告されており、植物標本の持つ情報価値は従来からの利用範囲を大きく超えるものとなっている。

このような状況のもとで、標本の廃棄をめぐる問題は重要な社会的課題となっている。収蔵スペースや管理コストを理由として資料の削減を求める動きがある一方で、標本は不可逆的な学術資産であり、一度失われれば再取得は不可能である。特に、過去に採集された標本は、その時代の自然環境を直接伝える唯一の記録であり、将来の研究において新たな価値を生み出す可能性を秘めている。

したがって、博物館における標本管理

は、単なる保存ではなく、将来に向けた知的基盤の維持であると位置づける必要がある。限られた資源の中で適切な選別と活用を行うことも、資料の持つ潜在的価値を見据え、安易な廃棄を避けることが求められる。植物標本は、小さな断片でありながら、地域の自然史と人間の知的営為を結びつける重要な媒体であり、その保存は社会全体の責務であるといえる。

おわりに

当館の自然史資料については、現時点では登録された標本の廃棄は行っていない。しかし、登録に至るまでの過程においては、複数回にわたる取捨選択が行われており、さまざまな段階で収蔵すべき標本の選別がなされている。そもそも学芸員による採集行為自体が、自然界に存在する多様な対象の中から一部を抽出する行為であり、その時点ですでに選択が介在しているといえる。

一方で、自然史資料は再び採集可能で

あると捉えられがちであるが、実際には産地の消滅や環境変化、さらには種の絶滅などにより、将来的に再取得が不可能となる場合も少なくない。とりわけ過去に採集された標本は、学術的価値に加えて歴史的価値を有しており、その重要性は一層高い。

しかしながら、博物館の収蔵スペースには限りがあり、膨大な資料を永続的に保存し続けることは現実的には困難である。限られた収蔵空間の中で何を残すかを判断することは、学芸員に課せられた重要かつ困難な責務である。

今後、収蔵資料の増加に伴い、採集から登録に至る過程での選別に加え、収蔵庫内においても登録資料の取捨選択を迫られる局面が生じる可能性がある。そのような状況に備えるためにも、標本そのものの保存に加え、文字記録、写真、映像、さらには三次元データといった多様な情報をあわせて蓄積し、資料の価値を将来に伝える方策を検討する必要がある。

「廃棄」とまなび

―逡巡と矜持の遺物箱―

今尾文昭

(古代学研究会代表)

知人から博物館に保管、収蔵されてきた資料について「廃棄処分することが選択肢にあがる」という検討が、文化庁の博物館振興室で進められていると聞き、先例が1990年代後半の埋蔵文化財行政に対する文化庁の「報告」にあるのではないかと投げかけられた時は、少なからず衝撃だった。

発掘調査が終わると、調査終了届を作成すると共に遺失物法第四条第一項の規定にもとづき、埋蔵物の発見届(埋蔵文化財発見通知書ほか)を所轄警察署長に提出する。警察署長は文化財保護法第一百条の規定により当該の都道府県教育委員会等に物件を提出し、次いで第百二条の規定により都道府県教育委員会等

は鑑査を行い、文化財としての認定を行う。通知書のもとになる出土文化財保管証には遺物の数量(遺物箱の数で表記)と保管場所の記入欄がある。

体験をもとにする一文を寄せるにあたり、恐縮だが自身の関わりを示しておく。

私は1979年に奈良県立橿原考古学研究所に嘱託で採用されて、数年後に正規職員となる。38年間の勤務のうち通算7年間は附属博物館学芸員、大半は調査課で発掘調査に従事した。なので、数知れず発見届の起案となる稟議書を作成した。保管場所の欄には迷わず「奈良県立橿原考古学研究所収蔵庫」と記した。

バブル経済による開発が奈良にも及んでいた1985～88年の2年半に限っては、県教育委員会の文化財保存課(当時)に勤務して出土品の文化財認定を業務のひとつとした。もともと、一覧となる書類に目通しをして自身の職位の枠に押印するだけで、保管場所に向いて遺物箱に入る土器や瓦などを実際に精査するわ

けではない。それでも書類の内容に信頼をおいたのは、調査終了届、発見届を作成した自治体等の職員も、多くが考古学を専門に学んだ人材であり、記入内容に科学上の根拠が担保されていると判断していたことによる。

その頃、遺物箱は橿原考古学研究所の整理棟でも、うずたかく積まれていて、若輩が多量の遺物箱を発掘現場から搬入した際には「持って帰ってくるから、置き場に困る」と冗談とも、苦言とも、また指導とも判断がつかない言葉を上司から投げられながら、保管場所の隙間をなんとか空けて貰っていた。要は、組織の上から下まで、研究職も事務職も遺物収蔵庫の確保に苦慮していた。現場から持ち帰り、保管場所を明記して警察と県庁に提出した書類に記された出土品は所有者が判明しないのがふつう、法定期間が過ぎて文化財認定された後の所有権はまず国庫に帰属し、廃棄されないことが前提の1990年代前半であった。

認定作業に関わっていた文化財保存課

勤務の頃、文化庁が各都道府県の埋蔵文化財行政の担当者を東京に集めて、現状の課題や将来の方針を説く会議があった。文化庁記念物課の主任調査官が、全国の遺物箱を集計して積むと東京タワーの展望台（メインデッキが高さ約150m、トップデッキが高さ約250m）に到達すると説明した。ここから先は自身の理解なので誤った認識かもしれないが、遺物箱の数量は膨大で保管場所の確保に対する課題がある。けれども比喩として可視的な表現が可能な範囲だから各自治体では、公立埋蔵文化財センターを国庫補助金など用いて建設するようにと促す講話であったと理解した。公立埋蔵文化財センターには、収蔵施設が備わる。1988年度までで全国40館の建設があったという。文化庁の担当官は文化財認定に即して、「廃棄」処分などが起きないよう保護への矜持を保つようにと、全国の埋蔵文化財担当者がある意味で鼓

舞したのである。

その10年後、各自治体の遺物箱（長さ60cm、幅40cm、深さ15cmのコンテナに換算）は459万個に達する。そのうち整理棚に収納されたものは191万個で、それ以外は暫定的な保管施設か、屋外に積まれているかとなる。1997年2月に文化庁は、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会（1994年10月設置）の第2次報告となる「出土品の取扱いについて（報告）」を示した。それを受けて同年8月13日に「出土品の取扱いに関する指針」を長官が裁定、同日付で「出土品の取扱いについて」（庁保記第182号）を次長名により都道府県教育長あてに通知した。

調査研究委員会による1997年「報告」の第2章「将来にわたり保存・活用すべき出土品の選択」には、冒頭に地方公共団体において出土品の保管・管理を含む取り扱いに苦慮する現状が示され、課題の克服のためには、出土品を「選択」

する基本的な考え方を示す必要があるとした。すなわち、記録をとるのみで保管は行わない具体例として、近世以降の瓦や井戸枠、木樋、さらには古墳の葺石、

石室の石材などがあげられ、「選択」の基準を「将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものであるかどうかということを基準として選択を行い」とする。次いで「選択」を行う時期と対象にも言及する。①発掘調査現場で「選択」して、持ち帰らない。先に上司の言葉にあった選択は発掘担当者が現地判断しているという事情に通底する。②問題は「選択」が、整理作業段階で保存された出土品にも必要に応じて可能となることに言及したことだった。「選択」の結果、「保管・管理を要しないものとされた出土品については廃棄その他の処分を行うこととなる」と明記した¹⁾。

当時、職場内でこの報告、指針、通知が話題にならなかったわけではなかった。それでも実際は近世の遺物やその構

成材を選別するもので、古代や中世遺跡からの出土品が対象にあるわけでもない。近世の遺跡の解明を主目的にした発掘調査が起きることはほとんどなかった。奈良県の埋蔵文化財行政には直接の影響はないだろうと説明があり、自身も今回の博物館資料の廃棄を可能とする国の方針が提示されるまで、この件はほぼ忘れてしまっていた。

そして今回、改正された「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（資料の収集、保管等）第六条には第二項が加えられた。博物館資料の再評価の結果に交換、譲渡、貸与、返却、そして「廃棄」等がある。その要因のひとつに収蔵庫問題があり、課題の克服として博物館資料の「選択」が持ち出され、選択は「将来的な整備及び発展的な活用」に向けたものであるとされた。現状に対して「選択」を行い、その基準は将来に「活用」されるものかを問う。「廃棄その他の処分」とする図式に1997年「報告」と



写真2 小山田古墳調査撤収前
(落下石材の現地整理・集積)



写真1 小山田古墳調査中
(墳丘構築石材の落下状態)

の共通性があることは否定できない。

ひとつ、前述①にかかる「選択」の判断を発掘調査担当者から求められたことがある。2014年11月に新たに見つかった明日香村小山田古墳^{こやまだ}は、県立養護学校の校舎建て替えの原因とする緊急調査であった。検出遺構をめぐり、多彩な見解が提出されたが南辺100mに及ぶ飛鳥時代最大の方墳であると数度の調査を経て判明した。墳丘を構成する石材が多量に掘り割り底に落下しており、現場では原位置を遊離した石材がトレンチ脇に丁寧に積み上げられていた。調査が終わり撤収となった時に研究所へ持ち帰るか、どうか、判断が要る。適正な問いだった。組織の保存施設や保管体制は1980年代からは、はるかに改善されていたが、遺構から遊離の石材となれば、一、二点を選んで他は現地の地中に戻す判断も「選択肢」のひとつだし、遺物箱に入れて持って帰る「選択肢」もある。現地での「選別」に逡巡があったが、研究所

に保管する選択を指示した。遺物箱は455箱となり、うち土器類は数箱で大半が石材である。附属博物館で壇状積みの墳丘をもつ小山田古墳の復元展示が行われる「活用」機会がないものかと願っている。もちろん、逡巡の時点でそのような気の利いた持ち帰りの理由など思いつかない。ただ、モノに備わる将来の研究や展示の可能性をごく少数の者が即時に判断しない。そもそも出来ないという思いを矜持としていた。

さて、2006年に観光立国推進基本法が制定された。官邸主導によると仄聞するが、第一三条に「国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他の文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする」とある。文化財を観光資源とする政治や経済分野の国家戦略を法律

として明文化したものだとい⁽²⁾う。

波及効果として博物館の収蔵資料を活用することで観光施策を造成し、集客を図ることへの期待があることを私は否定しない。予算が得られたならば、学芸員は懸命に応えることも心得だと思うが、今回、博物館資料の廃棄をめぐる問題に使われた「選択」は稼げる文化財以外は価値がないという国家の観光戦略に影響されて発せられていないか。

2024年7月、奈良県立民俗博物館の展示室を一時休止すると発表した奈良県知事は、博物館資料の廃棄を検討することについても言及をした。例えば、東山中や吉野山中にあった民俗資料が、なぜ遠く離れた矢田丘陵の県立民俗博物館に収集されたか、原点に立ち帰って考えただろうか。考古学の立場からみれば、民俗資料も現地の村々の生活空間にあることが本来である。遺跡、遺構から遊離した遺物に置き換えてみるものだが、現地にあってこそという本来の価値が喪失

したのは、高度経済成長を経て都市部への労働人口の集中が起こったことにある。地方を切り捨てて衰退を放置して来た「政治」に責任があるのではないか。経済成長のひずみを示す「証」が現地を離れた民俗資料であり、ひずみの大きさがその数量に可視化されている。都市への集中に政治の誤りを認めるならば設置者や国は、過去の反省の「素材」として民俗資料を将来にわたり保管し、活用する責を果たすべきだと考える。

註

(1) 佐久間豊 1997「出土品選択に関する一視点」『考古学研究』175 考古学研究会

木許守 2022「出土文化財の管理をめぐる現状と課題」『龍谷大学論集』498 龍谷学会

(2) 岩崎奈緒子 2020「博物館・美術館のミライ」『博物館と文化財の危機』人文書院

※なお、文化庁のホームページのURLは省略。

「廃棄」から見えてきたもの

―文化政策と博物館―

中村茂生

(特定非営利活動法人 地域文化計画)

博物館の設置及び運営上の望ましい基準「令和八年三月三十一日文部科学省告示第六十九号」(望ましい基準)に、「廃棄」という文言はいるかどうかをめぐる議論について、新聞・雑誌の記事や公開された会議でのやりとりを追いかけてきた。

「廃棄」の二文字によって、ミュージアム関係者の間にある考え方の違いが見えてくるのを興味深く思った。もちろんどちらの主張も、博物館のあり方や将来を真剣に考える中から出てきたことは間違いない。だからこそ有意義な議論になっていたと思う。自分が仕事で関わってきた施設だが、いってみればいつの間にか当たり前に社会の中にあつたミュー

ジウムについて、改めて考えるよいきっかけをもらったとまず感じている。

地方部において、長くミュージアム周辺で仕事をしてきた。現在私は、ミュージアム、図書館等文化施設の支援を活動内容のひとつに掲げるNPO法人に所属している。自主企画の立案、運営に携わるほか、ミュージアムや行政からNPOに委託された業務を、メンバーのひとりとして請け負って作業にあたっている。仕事相手は、公立のミュージアム、自治体、施設博物館、コレクションを持つ個人、団体など幅広い。課題も多いが、予算の制約があり、学芸員さんたちはみな多忙な中で、ミュージアムの運営に少しは貢献しているだろうか。

ミュージアムの本流からは少し離れた場所から、「廃棄」をめぐる議論はどのように見えたのか、それをどう受け止めたか記してみたい。

尚、インターネットで確認できた資料をもとに、「廃棄」文言がはいった経緯

等につき整理し、末尾に附記としておいた。

日本の行政は、1990年代後半から、いわゆるニュー・パブリック・マネジメント(NPM)の手法を取り入れはじめたとされる。国鉄などの民営化や独立行政法人制度などがその代表例とみなされている。

NPMは新自由主義と親和性の高い手法とされ、簡単にいえば、競争と成果主義を重視する民間の経営の考え方と手法を行政に取り入れることである。そこでは住民は顧客となり、経費を抑えつつ住民サービスの質を最大化することが目的とされる。

もちろん日本独自のものではない。起源をたどれば、レーガン大統領、サッチャー首相という懐かしい名前にたどりつく。1970年代の財政危機と非効率的な大きな政府の行き詰まりがその背景にあった。

ミュージアムとの関係でいえば、平成

15年にはじまる公共施設の指定管理者制度がその流れの中に位置づけられる。

令和5年の博物館法改正から令和8年度の望ましい基準改正の内容をみると、NPMの考え方をより浸透させることが意図されているようにみえる。分かりやすいのは、望ましい基準第三条（博物館の経営）が新設されたことだ。

望ましい基準は、文化庁博物館振興室が事務局をつとめた文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループ（2025年2月6日～2026年2月24日）2期計8回の審議を踏まえて作成された。

第2期第1回（2025年5月20日）のワーキンググループでは、座長から、第三条で「経営」という言葉を使う意味について質問があり、そのやりとりの中で事務局は、発言者の個人的な見解と断った上でニュー・パブリック・マネジメントという言葉を引き合いに出している。事務局も認める通り第三条自体は資金に偏っているが、ここでいう経営は、

NPMの考え方にたった、目的を達成するための経営（マネジメント）という意味だろう。実際、設置目的と使命（ミッション）を明確にした上で基本的運営方針を策定し、その方針を踏まえた中期計画および年度ごとの事業計画を策定して公表する、その際評価に係る適切な指標（KPI）を設定する、活動の成果（アウトカム）を評価の対象とすることなどは、いずれもNPMから出てきたものだと考えられる。

もちろんそれらは、これまでの博物館行政の中で特に目新しい言葉ではないが、NPM的な「経営体」としての博物館という方向性の下でいずれも再整理され、強化されたようにみえる。

「博物館の収集方針に関する調査研究」（令和7年3月）で改めて確認されたとおり、日本中の多くの博物館が収蔵庫の限界という問題を抱えている。この改正は、当然そうした現状に処方箋を提供できるものでなければならない。

問題解決のためには、収蔵庫を増設するか、収蔵品を「処分」することでスペースを確保するしかない。望ましい基準では、前者については、収蔵庫を増設せよとは書かれていないが、第二条の設置者の努めにおいて触れられていると考えられる。収蔵庫の増設が選択肢にない場合のために用意されたのが、「廃棄」文言がはいった第六条二項ということになる。文化庁も、「廃棄」文言を入れた理由を「処分規定がなく困っている施設を念頭に置いたもの」（2026年1月10日のNHK放送）としている。収蔵庫にスペースを確保するためには、「廃棄」を含む所蔵資料の「処分」ができる道筋を示す必要があった。

収蔵庫問題の原因だとされているのがコレクションポリシーの欠如である。コレクションポリシーを定着させるためには、ミッションとミッションを達成するための基本的方針を持つ「経営体」として、博物館が位置づけなおされる必要が

ある。基本的方針の中にあるコレクションポリシーが規程をさだめてはじめて「廃棄」という選択肢も可能になる。

博物館を「経営体」とみる。ここは、「廃棄」文言自体に比べると注目されなかったが、大きな転回点ではなかっただろうか。そう思っ、て議事録を読むと、質問を通して、座長が事務局の覚悟を確認しているようにみえる。

思い起こせば、指定管理者制度の導入の時からミュージアム関係者の大半が、指定管理者制度導入に反対だった。そもそも相性がよくないからなのだろう。

それでもNPMの手法を博物館行政に取り入れる流れは、ここまで着実に続いていた。その間、NPMの考え方は社会全体に広く受け入れられてきた。指定管理者制度に反対した関係者も第一線を退いて、気がつけばミュージアム界限でも、その流れに逆らおうとする方が少数派になっている。NPMが出てきた背景を考えると、すでにかなり長期間経済的に厳

しい状況にある日本の中にあつて、ミュージアムだけに特別な規準が適用されるはずもない。議事録でやりとりを確認した限りでは、ワーキンググループのメンバーの間にも、この流れ自体は受け入れられていたようにみえた。

望ましい基準について議論がはじまる前に、奈良県立民俗博物館（県民博）所蔵資料の「廃棄」に関わる問題があつた。適正な管理に向け資料の総点検を行うために県民博の展示室公開を一時休止するという発表と、その際の知事の発言がミュージアム関係者の間で反響を呼び、その後テレビや新聞等一般向けのメディアでも取り上げられて大きな話題となつた（附記参照）。

2023年に当選した知事の公約には、公共施設の維持管理経費や運用の無駄の見直しが含まれている。展示室公開休止は、適正ではない管理のために収蔵庫が満杯になっているように見える県民博の状況への対応であり、公約通りに行

動したということになる。

知事の発言や措置の内容をみれば、NPMの考え方に沿つた政策であつたことは容易に理解できる。

その後トランプ大統領がスミソニアン博物館の展示に物申したというニュースでだいぶん色あせたものの、公立博物館に及ぼす首長の力を再認識する一件でもあつた。発言の刺激が強すぎたのと、所蔵資料大量廃棄の方針が性急に見えることでハレーションがおきたが、方向性は望ましい基準の改正と違いはない。

先回りして使つたが、ハレーションという表現は、国が博物館資料の「処分」（委員の意見を踏まえて「廃棄」ほかの言葉に置き換えられた）を推進しようとしていると受け取られたら、博物館関係者の間でハレーションがおきるのではないかとワーキンググループ委員の発言の中で見つけた。

奈良の問題に対する反発は、まさにハレーションにみえた。議事録や配布資料

で見る限り奈良の問題への直接の言及はなかったようだが、奈良のような騒動を避けるために、いっそう慎重で入念な議論が行われたようにみえる。

それでもちよつとしたハレーションがおきたのは、いったん博物館に収蔵された資料は永遠に保管されるものと広く思われてきたからではないだろうか。請われるにしろ頼み込むにしろ、手許の資料を博物館に託す際には、その価値がいつか再評価されて廃棄される可能性があるとは考えなかっただろう。ここには法の不遡及という考え方は適用されないのか、という声も聞こえてきそうである。

すでに亡くなった方も含め、博物館に資料を託して来た人びとの代弁者の立場に立たされるのだから、博物館関係者から反発がおきるのは当然に思える。

アメリカ自然史博物館のフランツ・ボアズの展示室の扱いを思い浮かべつつ、もう一点忘れてはならないと私が思うのは、ミュージアムの収集行為は、それ自

体が歴史の一コマだという点である。例えば同じ農具が複数収集されている理由は、その差異の研究によって地域性が明らかにできるというだけではないはずだ。

これから日本のミュージアムは、改正された望ましい基準の考え方、つまりNPMに沿って整備されていくだろう。NPM自体すでにずいぶん前から新しい段階にはいつていて、市民の参加や協働が重視されるようになっていく。望ましい基準の中で使われている「多様な関係者」という表現には、すでにその視点がはいっている。

それによつて収蔵庫問題が解決するかどうかは別にして、NPMの発展形に沿って整備された未来の日本のミュージアムには期待したい。私の所属するNPOの出番も増えるはずだ。その時、「多様な関係者」の中に、博物館が永遠に資料を保管する施設だと信じて資料を託した人にもはいつていて欲しい。

ただ個人的には、「経営体」として計

画に沿って整えられたミュージアムに、そもそも私がミュージアムに感じていた魅力は残るだろうかという疑問は感じる。

『Shapes of Wonder』(村松桂 国書刊行会 2026年)という写真集がある。

そこに次のような紹介文が付けられている。60年超の時を経た――博物館の全剥製・暗闇に浮かぶヴンダーカンマー・モノクローム・ポートレイト801体。私がいうのは、アーティストにこういう写真集を生み出させる魅力のことだ。

そこはあまり期待できない気がするが、そもそも文化芸術は国だけが支えてきたものではないし、望ましい基準や「文化等の正しい理解」とは関係ないところで活動するミュージアムはこれからも数多存在し続けると思えば、心配することはないのかもしれない。

附記

奈良県「奈良モデル」

2024年7月10日の定例記者会見で、奈良県立民俗博物館（県民博）の展示室公開を同16日から一時休止すると発表した山下真知事は、「同様の農機具を保管し続ける意味は何か」「明確なルールのもと価値あるもののみ残し、それ以外は廃棄も含め検討せざるを得ない」と述べた。

この発言に対し、7月18日に日本民具学会が声明を发出、最終的に19学術団体が賛同した。知事は報道に対しSNSで識者の見解（7月19日のネット記事）を引用し過去の県民博・学芸員のあり方を批判、議論は急速に拡大した。さらに7月30日の会見では、約4万5000点の全資料について①3Dによるデジタルアーカイブ化、②収集・保存ルールの策定、③多様な主体による保存・活用の推進を示しつつ、収蔵庫の拡張は行わない方針を表明した。加えて、3D化後に「現

物については市町村や民間への引取りを求め、引取り手がないものに限ってやむを得ず廃棄」する「奈良モデル」を提示した。2025年3月「奈良県立民俗博物館研究紀要」25、同年5月「民具研究」168、2025年12月『京都府立大学学術報告 人文』77に関連報告が掲載され、検討委員会が終結する2026年3月まで議会と地方紙が何度もこれを取り上げた（以下、新聞・議会・県事務局・文化庁が公開した情報も参照して経緯を記す）。

県民博（1974年開館）は、2000年代初頭の正規学芸員補充停止と任期付制度導入を機に体制が衰退に転換し、2000年頃まで概ね5名体制で維持されていた正規学芸員は、2013年以降は1名、2020年以降は0名となり、2022年には任期付学芸員3名全員が一斉退職。運営協議会も2018年以降開催されず、自然消滅した。2023年5月に、山下知事（日本維新の会）が初

当選すると、同年に館外保管資料約3000点のうち約1500点を命令に逆らうことのできない新採の学芸員等が廃棄候補として断腸の思いで選別させられたという（『研究紀要』25）。基準は①破損、②由来不明の2点であった。外部専門家の指導には所管課の責任者で文化庁出向の調査官（保存科学）が同席したとされ、同年、約4万5000点のうち約3万5000点を除籍する方針も所管課と博物館で立案された。

2024年4月、開館50年目にして初めて県民博は文化財担当課の所管となり、同年7月に「奈良モデル」が公表された。その後の検討委員会（2024年11月～2026年3月、全5回）は4回まで非公開、議事録は概要のみ、録音も消去されるなど、情報公開と手続の透明性に課題が残った。最終報告では除籍候補は、(1)教育活用が期待される資料、(2)他機関移転で価値向上が見込まれる資料、(3)著しい損傷資料の三類型が示され、

「譲渡等を優先し廃棄は最小限」とされた。しかし2026年3月30日に知事への最終報告案に添付された文書によれば、当初の方針には(4)地域性が乏しいもの、(5)由来不明で補充不能なものも含まれており(4)(5)は第3回委員会での一部反対意見により削除されたことがわかる、今後の改定ではこの「協議経過を踏まえて、外部有識者の意見を聴取するなどして適切に検証」との留保が付されている。しかし、金山喜昭氏は外部専門家が「アリバイづくり」に利用される懸念を表明している(Web版『美術手帖』2026年4月19日)。

検討委員会には2023年の廃棄選別に関与した外部専門家が含まれていると報道されており、外部専門家・外部有識者の中立性への疑問も生じる。2023年の②由来不明資料の廃棄選別基準は、2026年の最終的に除外された(5)と同型の論理であった。

文化庁「望ましい基準の全部を改正する告示」

2025年11月25日、東京文化庁企画調整課博物館振興室は「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」に関するパブリックコメントを募集し、日本民具学会(12月26日)および日本ミュージアム・マネージメント学会(2026年1月1日)がウェブサイトに意見表明を行った。

2026年1月10日のNHK放送で、文化庁は「処分規定がなく困っている施設を念頭に置いたもの」と廃棄追加を説明したが、その具体像は明確ではない。

日本民具学会は、「学術研究の状況」「資料の重要性」「展示上の効果」といった評価軸(優劣軸)で資料を再評価し、交換・譲渡・廃棄等を促す構造が、政治的意思による民俗資料廃棄を全国的に後押しする可能性に強い懸念を表明、最終的に61団体が賛同した。

本案は東京文化庁博物館振興室が事務

局を務めるワーキンググループで検討され、「廃棄等」文言は第2期第2回(2025年6月17日)に事務局から新規提案された。パブコメ359件を受けた最終第6回(2026年2月24日)では、学識経験者を中心に削除要求が相次ぐ一方、コンサルタントとフアンドレイズの委員は「廃棄」文言を支持、事務局の博物館支援調査官(考古学)は、館外の文化財を今後収蔵していくためには、既存の収蔵資料について入れ替えのための整理、すなわち「廃棄」を可能とする制度設計が不可欠であると説明した。

議論は報道でも取り上げられ、2026年3月3日に文科大臣は「他の手段を検討した上でやむを得ない場合に慎重に行うべき」と説明した。同年3月31日公布の告示では本文の「廃棄」は維持されつつ、Q&A形式により処分手続の透明性確保と廃棄は「他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められる場合に限り慎重に行う」と附帯された。

文化庁「出土品の取扱いについて」

1997年に文化庁記念物課が出した「出土品の取扱いについて（通知）」は、「埋蔵文化財全体を守る枠組み」を推進する観点から、埋蔵文化財の適切かつ合理的な保管のために、専門職員体制の充実、埋蔵文化財センターの国庫補助金による整備など、保管基盤を拡充するようにと強調している。一方で、保存・活用の必要性がない出土品は廃棄可能とも記されている。2024年5月25日「奈良モデル」発表の2ヶ月前に法政大学で開催されたシンポジウム「博物館の収蔵コレクションの現状と課題を考える」において、文化庁の博物館支援調査官（前出）はこれを「廃棄も選択肢とする」先駆的な提言であり、「博物館収蔵問題にも関わってくる」と紹介している。

しかし、この通知は、実務上は発掘現場における収集段階での選別（基本的に近世以降が対象）を意味するものと理解されており、従来からの現場判断を明文

化したものである。そもそも、発掘時の選別と、博物館収蔵後の資料廃棄は本質的に異なる行為である。通知には、「出土品の区分は、現在収蔵・保管が行われているもの及び今後出土するものを対象とし、発掘調査の段階、整理作業の段階、それ以降の段階において随時行うことが望ましい」と記されており、形式上は既存収蔵資料も区分の対象に含まれると解釈できる。しかし、実際には既存収蔵資料が廃棄される例はほとんどない。その背景には、（基本的に寄贈者≠旧所有者のいない）出土品が公的に帰属し、専門職による選別と文化財認定を経て収蔵されるという埋蔵文化財の制度的特殊性を理解する必要がある。

博物館の資料を守れ！

栗原 祐司

(国立科学博物館)

2026（令和8）年3月31日に「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示」（令和八年文部科学省告示第六十九号）が公布・施行され、博物館資料の「廃棄」が明文化された。

このことについては、同改正案のパブリック・コメントの際、2025（令和7）年12月26日に日本民具学会が「廃棄の正当化につながる危険性が高く危機感を覚える」などとする声明を^①発し、翌年2月1日にも文化庁長官宛に要望書を^②提出しており、多くの関連学会等もこれに賛同したことが記憶に新しいが、本稿では改めてその課題と今後の展望について述べることにする。

一 各博物館への悪影響の懸念

日本の博物館の6割、とりわけ町村立は71・8%（日本博物館協会編刊 2020『令和元年度 日本の博物館総合調査報告書』）が資料購入費がゼロという現状の中、多くの博物館が寄贈・寄託に頼っている。しかしながら、一方で収蔵庫不足も大きな課題となっており、収蔵庫の「九割以上（ほぼ、満杯の状態）」という館が全体の33・9%であり、「収蔵庫に入りきらない資料がある」という館も23・3%に及ぶ。（同上）

このような状況の中、告示という法令行為で資料の「廃棄」の文言を入れれば、各設置者においてそうした動きを助長させ、首長や財務当局等から廃棄を正当化するために利用・濫用されることが大いに懸念される。

多くの博物館では、それらの寄贈・寄託を受け入れる際、館としての収集・受入方針（コレクション・ポリシー）を定めて、鑑査会議等で判断しているが、処

分に関してはその基準を定めていないことが多い。そのため、2024（令和6）年に山下真・奈良県知事が奈良県立民俗博物館の有する民俗資料の収集・保存方針を一部廃棄も含めて再検討するよう指示し、検討委員会において2026年3月30日に「民俗資料収集・保存等方針」、「資料除籍マニュアル」、及び「除籍までのフロー」を取りまとめ^③、資料の安易な廃棄にはつながらないルールづくりを行った。筆者も委員を務めている山形県立博物館や千葉県立中央博物館改修の基本構想検討委員会等でも、「廃棄」や「除籍」の文言を記述するかどうかで議論になったが、概ねこれを支持するのは行政関係者等の管理者であって、学芸員等は記述しない意向を示したように思う。このことは、全国各地の博物館でも同様の傾向にあるのではないだろうか。

イギリスでは、Collections Trustが Collections Management Framework 及び Spectrum51に基づき^④ コレクション

管理に関するポリシーや手順書を作成しており、Spectrum51⁽⁴⁾には除籍と処分(Dedecessioning and disposal)に関する記述もある。ただし、留意しなければならないのは、Collections TrustはNPO法人であり、国が法令としてこれらのポリシーを定めているわけではない。コレクション管理に関する基準を定めることは重要だが、博物館機能を支える専門人材(レジストラ、キュレーター等)が配置されているイギリスと単純比較するのは無理があり、日本でこれらの基準を設けるためには、時間をかけて議論する必要があるだろう。そもそも、資料の収集・保管に対して財政支援しているわけでもない国が、法令で過度に具体的な規定を行う必要があるのだろうか。「望ましい基準」は、これまで地方分権の名のもとに数値基準等を削除されてきた経緯があるが、各設置者が所有する資料について、「再評価に基づく交換・譲渡・貸与・返却・廃棄等」との文言を規定すること

は、地方分権に反しないのだろうか。

パブリック・コメントにおいて、359件の意見が寄せられたというが、文化庁は「その際、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、長期的かつ総合的な見地から慎重に行うものとする。」という文言を追加し、文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループでも議論したが、最終的に「廃棄」の文字は残った。

文化庁は、ホームページ上で、わざわざ「よくある御質問」として「廃棄」の文言を削除しなかったのはなぜでしようか。」という設問を設け、「博物館ワーキンググループでは廃棄という文言に対する御懸念もあつた一方で、実態として廃棄せざるを得ないケースもあることから記載を残すべきという意見」があつたことや、「廃棄を検討する際の手続を、①個別の博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえること、②多様な関係者の意見を聴き、手続の透明性

を確保すること、③資料の交換・譲渡、

返却等といった他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行う、と3段階に渡って定めることにより、安易な廃棄に歯止めをかける規定としています。仮に「廃棄」の文言を削除した場合、3段階目の手続を明記できなくなり、歯止めが弱まることから、引き続き文言を残したうえで、その手続の記載を充実させることで、御懸念にも対応することとしました。」と述べている⁽⁵⁾。これをマッチポンプという。博物館関係者にとつては、資料を廃棄することはないという前提が基本的な共通理解であると思われ、なぜ「廃棄」の文言がないと手続きが明記できないのだろうか。行政文書によくみられるバスケットクローズである「等」の記述があれば、設置者の判断で「廃棄」も含まれると解釈できるはずで、「廃棄」を明記することが安易な廃棄に歯止めをかけると考えるのは、博物館の現場を知らない

行政担当者だけではないだろうか。告示は、行政担当者だけに向けて定めるものではないはずで、ここに大きな齟齬があるように思うのは筆者だけであろうか。

国が「廃棄」の文言を明記することの危険性を本当に理解しているのか疑問が残るところである。多くの学術団体から反対の意見表明が出されたにも関わらず、博物館関係者の文化庁への信頼を損ねてまで「廃棄」の文字を堅持しようとする博物館行政は、誰のためのものなのだろうか。

一方で、政府はデジタル化を推進しているが、残念ながら博物館に関心のない行政関係者の中には、未だにデジタル化すれば現資料は廃棄してよいと言う方もおり、「廃棄」を明記すれば、彼らの主張の免罪符となってしまう懸念もある。そうならば、限られた予算の中、少人数で地域の資料を保存するために日々奮闘している学芸員の長年にわたる努力を無にすることになり、ひいては国の博物館

行政に対する信頼を失わせることにならないだろうか。

二 館種や分野ごとの検討がなされていない

そもそも、コレクション・ポリシーを定めるのは、各設置者や博物館であり、歴史、民俗、美術、自然史等コレクションの性質によっても大きく異なる。すべての分野の博物館資料に共通で適用されることが前提の法令である告示で「廃棄」と明言することは、すべての館種の博物館の将来に大きな禍根を残すものである。前回（2011年）の改正に際しては、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議による報告書「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」の「はじめに」に、館種ごとの「多様性こそが博物館の最も大きな特徴である。このような博物館の特徴をいかに活かし、地域住民の学習ニーズに対応し得る施設として発展させるかが、博物館の

設置及び運営上の「望ましい基準」の要諦であり、今回の改正によってその多様性を損なうことがあってはならないことは言うまでもない。」と述べられているが、本改正案では、そのような観点が見受けられず、博物館ワーキンググループでもそのような議論はなされていない。法令上は、動物園、水族館、植物園等の生きたコレクションも「資料」とみなすことになるが、そのことに関する言及もない。そもそも、ワーキンググループ委員に自然史や民俗・民具資料の専門家がいなかったことも悔やまれる。

絵画や彫刻等の1点ものであれば、廃棄というような議論は起こりにくいだが、例えば、日本の博物館の収蔵資料で最も点数が多い考古資料については、従来文化庁の指導で市町村の保管となっていたのを、1997（平成9）年に埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会が報告をまとめ（「出土品の取扱いについて」）、保存活用する資料

を選択し、その他は「廃棄その他の処分を行なうこととなる」とした経緯がある。⁽⁶⁾これに対し、貴重な資料が考慮されずに廃棄される例も散見されたことから、日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員会をはじめ専門家が懸念を表明したが、今回は考古資料のみならず、すべての分野の資料を一律に対象とし、しかも告示という法令行為によって規定していることから、その影響は極めて大きい。

また、民俗資料についても重複が多く、まさに前述の奈良県立民俗博物館で大きな議論となった。生産地であれば産業資料としての価値もあるが、単なる使用地である場合は資料的な価値を見いだすことは難しいとされる。そのため、収蔵庫不足という現状において保存活用する資料の取捨選択が必要となり、「新たな受入はしない」という対応をしている館は多いが、廃棄を正当化しているわけではない。実際、同じ資料であっても、重要な来歴や地域特有の使用痕、改造歴等が

あれば将来の研究材料としても保存する価値はある。瀬戸内海歴史民俗資料館（香川県高松市）は、2024年に『たくさん集める』からわかること」展を開催し、県内の資料館から千歯抜き60点、足踏脱穀機30点を集めて展示した結果、一見似ている道具も細かく比較検討すると、それぞれに新しい知見を見出せることがわかったという。北柴みらい伝承館（鳥取県北栄町）のように、処分する資料の「お別れ展示」を開催し（2018年）、希望者には譲渡すると告知し、展示品562点のうち473点に引き取りの希望があったという事例もあるが、これもまた廃棄を免れるための苦肉の策であつたろう。しかし一方で、2023（令和5）年には北海道江別市で、収蔵庫の建材にアスベスト（石綿）が使われ、取り出すと周辺に飛散する恐れがあつたとして、約40年前に市民から寄贈を受けた北海道開拓時代などの民具約600点を、寄贈者に連絡せずに収蔵庫ごと処分

したという事件もあつた。民具の価値そのものが行政担当者に理解されていなかったことの現れだが、資料の「廃棄」が常態化すれば、市民から信頼されて寄贈・寄託された資料が安易に処分されるという事態が全国各地で起こらないと限らない。

博物館資料は、複製資料で代替できるものではなく、学術団体等から強い批判を受けた「奈良モデル」⁽⁷⁾のように複製によって「廃棄」を正当化するような対応は、学術的・文化的価値を永遠に失わせることになる。むしろ収蔵庫不足という現状を踏まえた資料を守る対策を講じることこそが、博物館政策として考えるべきなのではないだろうか。

自然系系資料の保存に関しては、さらに特殊な事情がある。例えば哺乳類の一つの種の変異の研究をする場合、性別の違いや年齢の違い等の集団内のものから、地域間の違いも調べる必要があり、そのためには、数千の標本が必要となる。

博物館のコレクションを充実させることは、それだけ今後の研究への利用可能性を広げることにつながる。さらに、現在は無価値と思われる標本でも、科学技術の発達に伴い、将来は研究材料として利用可能になることもある。例えば、DNAの解析技術は、かつては新鮮な生物の一部がなければ困難だったが、現在は乾燥した剥製や骨からでも分析可能になっている。そのような標本研究の未来を考えたときに、今回の「廃棄」の明文化が大きな禍根となりはしないか。

一度失われてしまえば、デジタル・アーカイブしても研究材料とはならないのである。

三 価値判断の基準がない

収支改善を重視する経営的な観点からは、博物館資料の評価基準は、「展示に使えるか」すなわち、多くの来館者を集めて収益に結びつけることが最優先となる。その価値観からすれば、展示されず

に収蔵庫に眠っている資料は、必要ないものとなる。しかし、博物館は単なる集客施設ではなく、社会教育施設であり、学術研究機関であることを忘れてはならない。

実際、特に小規模の博物館では、収蔵庫に未調査のままデジタル・アーカイブもされていない資料が山積みされている場合が多い。それらを調査あるいは修理もせずに「廃棄」してしまうことは、「放棄」にはかならず、将来の可能性すら摘み取ることになる。

問題は、学芸員の非正規・非常勤化が進み、調査研究する時間がないために、「廃棄」の価値判断すらできないことであり、そのような状態のまま政治的・行政的判断で処分してしまえば、将来に大きな禍根を残すことになる。収蔵資料の処分規定を明確に定めた公立博物館は数パーセントしかないのが現状であり、制度的・手続的なプロセスが整備されていない状況の中で、国が法令行為で「廃

棄」の文言を明記したことによって、拙速な判断を行う設置者が増加したとして、それはまさに「公共財」の破壊にかならない。

四 ICOMの倫理規程との乖離

ICOM（国際博物館会議）の倫理規程（ICOM Code of Ethics for Museums⁽²⁹⁾）では、収蔵品の除去に関して詳細な規定がある。例えば、以下のとおりである。（ICOM日本委員会訳）

2. 13 博物館の収蔵品からの除去

博物館の収蔵品から資料もしくは標本を除去することは、その資料の意義、性格（更新できる場合もできない場合も）、法的な位置、およびそのような行為から生じ得る公衆の信頼の損失を十分理解した上でのみ行われるべきである。

2. 15 収蔵品から除去された資料の処分
各博物館は、寄贈、移管、交換、売却、返還、もしくは破壊による資料の収蔵品

からの永久的な除去をおこなうための公認された方法を規定し、また受け取る施設への制限されない権利の譲渡を容認する方針を持たねばならない。すべての除去の決定、当該資料およびその処分について完全な記録を保存しなければならぬ。

い。放出品は優先的に他の博物館に提供すべきであるとの強い仮定がある。

2. 16 収蔵品の処分からの収入

博物館の収蔵品は公衆からの預託物であり、換金できる財産として扱うべきではない。博物館の収蔵品からの資料および標本の放出と処分から受けた金銭もしくは報酬は、収蔵品のためのみ、および通常はその収蔵品への収集のためのみに用いなければならない。

2. 18 収蔵品の永続性

博物館は、その収蔵品（永久的なものも一時的なものも）および適切に記録された関連の情報が、現在において使用でき、また現在の知識および資源に配慮しながら、できる限り良好かつ安全な状態

で将来の世代に伝えることを保証する方針を決め、適用しなくてはならない。

日本博物館協会が定めた「博物館の原則」―「博物館関係者の行動規範」（日本博物館協会 2012『博物館の原則・博物館関係者の行動規範』ICOM日本委員会）はこのような詳細な規定がない。

博物館関係学協会等において、早急に倫理規程を再検討するよう求めることが民主体として本来あるべき姿なのではないだろうか。

なお、ICOMでは2024年末に新たに収蔵庫のコレクション国際委員会（International Committee on Collections in Storage）を発足させた。収蔵庫問題は日本だけでなく、世界中で生じている課題であり、今まさに収蔵庫のマネジメントについて国際的な議論が始まったところだが、同委員会には日本からはほとんど参加していない。「望ましい基準」に「廃棄」を明記する以前に、収蔵庫の

在り方を議論すべきではなかったか。

五 博物館界で求められていること

今、全国の博物館界で求められているのは、各地域において圧倒的に不足している学芸員等専門職の配置や資料保存のための財源の確保、そして収蔵庫問題の解決ではないだろうか。国の施策で重点化されている文化観光やデジタル化に係る予算を、それらに配分することではないのだろうか。収蔵庫問題の解決については「設置者責任」と言いつつ、資料保存については法令で「廃棄」を明記する博物館行政は、全国の学芸員が望んでいることではないだろう。収蔵庫については、既に東京都や愛知県において共同収蔵庫の設置を検討しており、いわゆる「収蔵展示」を行う施設も増加傾向にある。国の支援による地域ブロック圏単位等の共同収蔵庫建設支援や、地域ブロック圏内の館による共同管理への地方交付税措置などではないものだろうか。世界経

済フォーラムは、昨年10月にオンライン・プラットフォーム上で、博物館は文化財の「静的な保管庫」から文化資源を生かすイノベーションの連携拠点へと進化する必要があるとの提言を行ったが、収蔵庫不足を理由に文化資源が廃棄されてしまえば、元も子もないだろう。

博物館資料は、今後増加していくことだけは間違いない。その中で、安易な廃棄を志向するのではなく、専門的な知見のもとに、資料の収蔵・管理の在り方を博物館学協会としてしっかり議論していくことが重要であろう。

註

- (1) 日本民具学会WEBサイト
<https://www.mingu-gakkai.com/ikenhyomei20251226.pdf>
(2026年5月18日閲覧)
(2) 日本民具学会WEBサイト
<https://www.mingu-gakkai.com/youbou20260201.pdf>

(2026年5月18日閲覧)

(3) 奈良県WEBサイト

<https://www.prefnara.jp/n050/houshin.html>
(2026年5月18日閲覧)

(4) Collections Trust WEBサイト

<https://collectionstrust.org.uk/spectrum/spectrum-5/>
(2026年5月18日閲覧)

(5) 文化庁WEBサイト

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/9435301.html
(2026年5月18日閲覧)

(6) 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備

充実に関する調査研究委員会
1967『出土品の取扱いについて
(報告)』文化庁

全国文化財総覧WEBサイト

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/hokoku_02.pdf

(2026年5月18日閲覧)

(7) 山下奈良県知事は、2024年7

月30日の会見で、博物館資料のデジタル・アーカイブ化をし、現物については市町村や民間での引取りもお願いをした上で、どうしても引取り手がないものだけやむを得ず廃棄をするという趣旨の「奈良モデル」に取り組む旨の発言を行った。1986年に初めて採択され、2004年に改訂された。2026年6月のICOM総会で改訂される予定だが、本稿で紹介した規定の方針は変わらない。

(9) 2025「変革する博物館の資金

調達―利益と社会的目的の両立に向けて」世界経済フォーラム
<https://jp.weforum.org/stories/2025/10/museums-cultural-capital-financing-sustainability-ja/>
(2026年5月18日閲覧)

編集室から

今月は博物館の収蔵庫問題を取り上げ、本誌としては久しぶりの合併号としてお届けします。収蔵庫問題に直結する資料の除籍・廃棄の議論は民俗資料（民具）の問題に焦点化されることが多いですが、冒頭の趣旨文にもあるとおり、博物館全体をとりまく問題として受け止めるために、多様な分野間相互の資料の特徴や考え方を整理しておく必要があるでしょう。そこで本号では、まず博物館や文化財保護の現場に近い立場の方々から、多種多様な資料をめぐる実践や諸問題についての論考をお寄せいただきました。さらに文化政策や博物館学をご専門とする方々からは、特に今年3月に改正・告示された「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を中心に、その問題点を整理・検証していただきました。

全体を通じて確認されたことのひとつに、博物館資料が、その受け入れから保存・管理のプロセスのなかで、寄贈者（旧所蔵者）、学芸員、文化財担当者、専門家などによって、様々な基準をもとに価値の検証・判断がなされたものであるという点が挙げられます。民具や公文書、自然史標本、考古資料に至るまで、各段階での取捨選択がなされ、また登録資料と教育普及資料、実物の保管と記録保存などといった選別を経て博物館等に収蔵されています。それは手あたり次第、無秩序に何でも集めてきたわけではないという、現場にとってはごく当たり前の事実であり、博物館資料は特定の意図や根拠をもって蓄積・形成された、まさに「コレクション」であるということが改めて示されました。

しかし一方で、その価値が社会に対して必ずしも充分に共有されてこなかったことも事実で、そのための資料データベースの整備や担当者間のネットワークの構築、またそれを担う各分野の専門職の確保が重要な課題であることも分かりました。さらにいえば、博物館資料の価値は固定的なものではなく常に更新され続けるものであり、その多様な価値を生み出す可能性自体を社会や未来に開いていくこと、そのための資料や情報をできる限り後世に継承することもまた、博物館の重要な役割といえるでしょう。

こうして考えてみると、資料の廃棄か収蔵庫の増設か、といった選択への結論を導き出す以前に、多様な立場や論点をふまえた議論の蓄積が不可欠であることが分かります。ぜひ多くの方々に、それぞれの立場から博物館収蔵庫問題に関心を持っていただきたいと願っています。本特集へのご意見・ご感想も、編集室までぜひお寄せください。

(内山大介)

ご意見・ご感想 E-mail: jomin-haikimondai@kanagawa-u.ac.jp



民具マンスリー 第59巻4・5号

2026年(令和8)7月10日発行

編集
発行 神奈川大学日本常民文化研究所

発行所 神 奈 川 大 学
〒221-8686 横浜市神奈川区
六角橋3-27-1

☎045-481-5661代表

印刷所 神奈川新聞社出版メディア部

振込口座 00290-8-13220

購読年会費 3500円／定価 350円